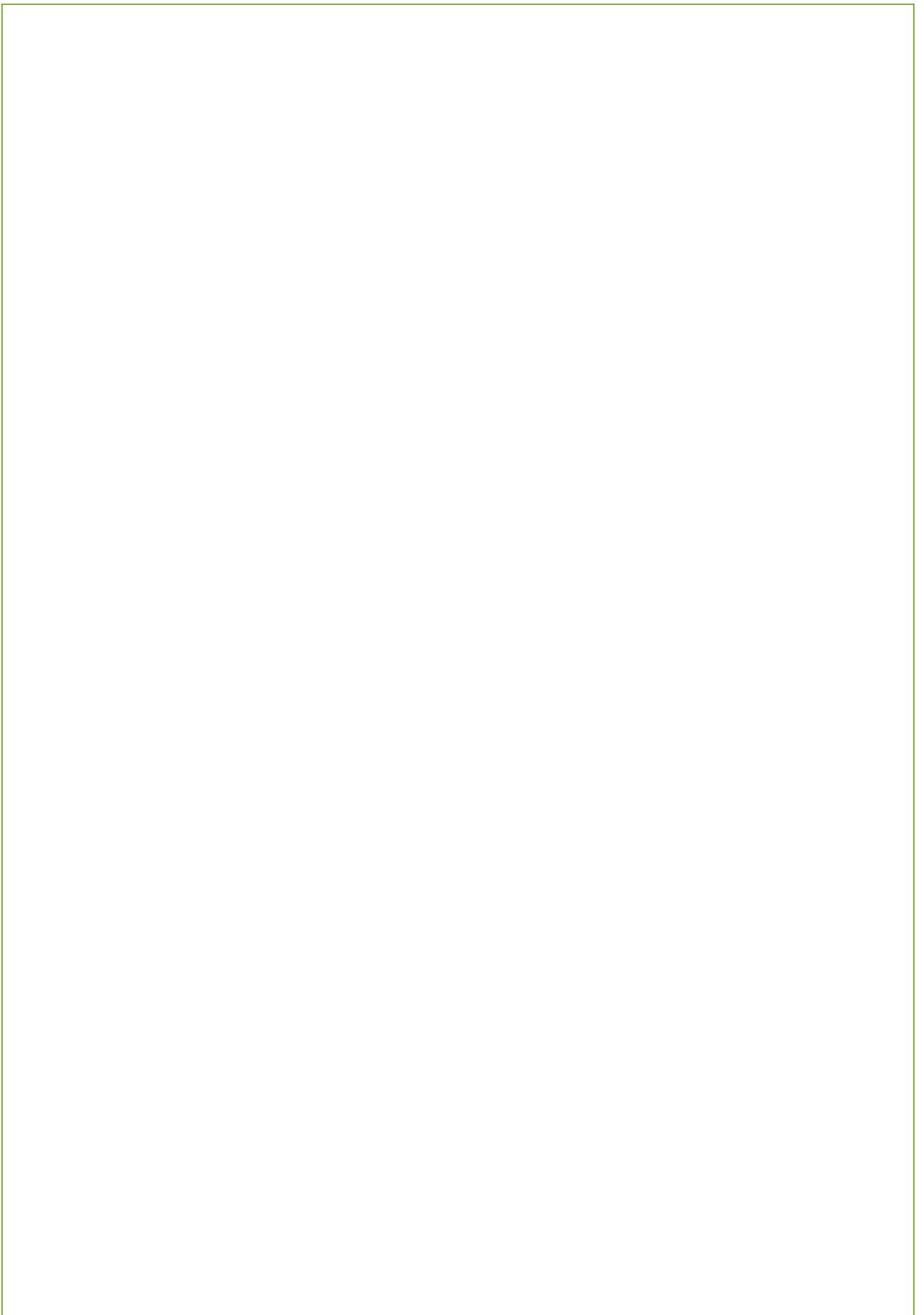


# みよし市生物多様性戦略

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

令和3（2021）年3月

みよし市



## 目 次

第1章 戦略策定にあたって	1
1 生物多様性・4つの危機	1
2 生物多様性の必要性・4つの生態系サービス	2
3 戦略策定の背景	3
4 戦略の基本的事項	8
第2章 現状と課題	10
1 自然環境の現状調査	10
2 第2次みよし市環境基本計画に基づく現状と課題	30
第3章 生物多様性戦略の内容	39
第4章 戦略の推進	58
1 戦略の周知	58
2 戦略推進の体制	58

# 第1章 戦略策定にあたって

## 1 生物多様性・4つの危機

### (1) 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接、間接的に支えあって生きています。

### (2) 日本の生物多様性の危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。過去にも自然現象により大量絶滅が起きていますが、現在は6度目の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

#### **4つの危機**

##### 第1の危機：開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

埋め立てなどの開発、鑑賞や商業利用のための乱獲、過剰な採取によって生息生育環境が悪化し、破壊されるなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

##### 第2の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

雑木林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

##### 第3の危機：外来生物などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来生物が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的にかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

##### 第4の危機：地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5~2.5℃上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20~30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

## 2 生物多様性の必要性・4つの生態系サービス

### (1) 生物多様性の必要性

本市は、適度な気候と肥沃な土地に恵まれた果樹の生産地であるとともに、自動車関連企業が数多く立地するなど、「モノづくり愛知」の一翼を担っています。

私たちは古くから自然の大きな恵みに支えられて、健康で文化的な生活を営み、四季折々に移り変わる自然を継承してきましたが、近年の都市化、工業化の進展や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの定着により、自然環境にも大きな負荷を与えてきました。生物多様性が損なわれれば、私たちが受ける恵みは低下して、将来にわたる暮らしの基盤を失うおそれがあります。

今、私たちは生態系の一員として生きていることを自覚し、人間活動を自然のバランスを崩さない範囲にとどめ、豊かな自然環境を将来にわたって維持していかなければなりません。

そのためには、今ある生態系を保全するとともに、社会経済活動や生活様式のあり方を問い直し、自然との共生が図られることが求められています。

### (2) 生態系サービス

私たちの生活は生物多様性がもたらす恩恵に支えられています。この恩恵は「生態系サービス」と呼ばれ、次の4つに分類されています。

#### 4つの生態系サービス

##### ①基盤サービス

生息地、栄養、水、土壌の形成など、②供給サービス・③調整サービス・④文化的サービスの供給を支えるサービス。

##### ②供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。このサービスにおける生物多様性は、有用資源の利用可能性という意味で極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、ある生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うこととなります。

##### ③調整サービス

森林があることで気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。これらを人工的に実施しようとすると、膨大なコストがかかります。このサービスの観点からは、生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。

##### ④文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。多くの地域固有の文化・宗教はその地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤とも言えます。ある生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。

### 3 戦略策定の背景

本市では、平成 13（2001）年 3 月に望ましい環境像として「みどり豊かなふれあいのまち」を掲げ、「三好町環境基本計画」を策定し、平成 23（2011）年 3 月には「水と緑を守りともにつくる環境共生都市・みよし」を望ましい環境像とし、「多様な生き物とともに暮らす自然共生型都市づくり」を基本目標の一つの柱として掲げた「みよし市環境基本計画」を策定しました。本市は、様々な生き物の生息地・生育地として、豊かな生物多様性の基盤となる自然環境を保全・再生するため、開発等による緑の喪失を抑制しつつ、樹林地の適切な管理や河川の多自然整備などを進め、質の高い緑を市内全体にネットワークするとともに、市民・事業者・市が自然環境に関する理解を深めて、ともに保全活動に取り組んできました。

近年、私たちの暮らしや経済活動を支えてきた生物多様性が急速に失われつつあります。これからは生物多様性の恵みを受け、豊かな暮らしや経済活動を続けながら、自然と深く結びついた文化と暮らしを未来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、行動する必要があります。

平成 22（2010）年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）での「愛知目標」の採択を受け、愛知県は平成 25（2013）年 3 月に令和 2（2020）年を目標年次とする「あいち生物多様性戦略 2020」を策定しました。この戦略に基づき、「人と自然が共生するあいち」を目指し、多様な主体の連携により生態系ネットワークの形成を進める県独自の取組「あいち方式」により生物多様性保全に取り組み、地方自治体レベルでの取組をリードしてきました。

令和 3（2021）年 2 月に策定された「あいち生物多様性戦略 2030」は、COP10 から 10 年を経た愛知県の状況を総括し、「ポスト 2020 生物多様性枠組」を見据えながら、令和 12（2030）年に向けて持続可能な社会の発展に資するための戦略として策定するものであり、SDGs（持続可能な開発目標）に合致した生物多様性保全の行動計画という側面を有します。県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進めるうえで、基本となる考え方や将来像を示し、具体的な行動の指針となるものです。

本市では、令和 3 年 3 月に策定された「第 2 次みよし市環境基本計画」における、多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づく「自然共生のまちづくり」を目指す仕組みとし、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として、本戦略を策定します。

## (1) 生物多様性を取り巻く社会の動き

年	国際動向	国内動向
1972(昭47)		「自然環境保全法」制定
1975(昭50)	「ワシントン条約」・「ラムサール条約」発効	
1992(平4)	開発と環境に関する国際連合会議 (リオの地球サミット) 「生物多様性条約」採択	「種の保存法」制定
1993(平5)	「生物多様性条約」発効	「生物多様性条約」締結 「環境基本法」制定
1995(平7)		「生物多様性国家戦略」策定
2000(平12)	生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関する「カルタヘナ議定書」採択	
2001(平13)	国連「ミレニアム生態系評価(MA)」開始	「三好町環境基本計画」策定
2002(平14)		「自然再生推進法」制定 「新・生物多様性国家戦略」策定
2004(平16)		「外来生物法」制定
2005(平17)	愛・地球博「自然の叡智」 国連「ミレニアム生態系評価(MA)」成果発表	
2007(平19)		「第3次生物多様性国家戦略」策定
2008(平20)	生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)	「生物多様性基本法」制定
2010(平22)	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 「生物多様性戦略計画2011-2020」採択 「愛知目標」採択	みよし市市制施行 「生物多様性国家戦略2010」策定 「生物多様性地域連携促進法」制定
2011(平23)		「みよし市環境基本計画」策定(第1次)
2012(平24)	生物多様性条約第11回締約国会議(COP11)	「生物多様性国家戦略2012-2020」策定
2015(平27)	国連サミット SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)採択	
2018(平30)		「第5次環境基本計画」閣議決定 国が「地域循環共生圏」を提唱
2019(平31・令元)	G20で海洋プラスチック汚染問題について首脳宣言	自然環境保全法」改正
2021(令3)		「第2次みよし市環境基本計画」策定

図1 生物多様性を取り巻く社会の動き

## (2) 戦略策定にあたっての重要な考え方

### ① 生物多様性条約とそれに関連した国内の動き

平成 4 (1992) 年に開催された地球サミット (国連環境開発会議) で、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約)」が採択されたことを契機に、地球規模の環境問題や生態系の価値が強く認識されました。生物多様性条約は、生物多様性の保全やその持続可能な利用などを目的としています。

平成 5 (1993) 年 12 月に生物多様性条約が発効したことを受け、我が国では平成 7 (1995) 年 10 月に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。生物多様性国家戦略はこれまでに 4 回の改訂を重ねています。「新・生物多様性国家戦略」(平成 14 (2002) 年策定) では国家戦略を『自然と共生する社会』を政府一体となって実現していくための総合的な計画』として位置付け、「第 3 次生物多様性国家戦略」(平成 19 (2007) 年策定) では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向が定められました。また平成 20 (2008) 年に公布された「生物多様性基本法」では、生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務を明らかにし、都道府県及び市町村に対しても生物多様性地域戦略の策定を努力義務としています。

### ② COP10 と愛知目標

平成 22 (2010) 年、愛知県で生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が開催されました。COP10 では、「自然と共生する世界」の実現に向け、令和 2 (2020) 年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを目標とした「生物多様性戦略計画 2010-2020」が採択され、その中で「愛知目標」として 20 項目の個別目標が定められました。

愛知目標とは、「生物多様性戦略計画 2011-2020」においてまとめられた、地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標です。この愛知目標は、数値目標を含む 20 の個別目標によって構成されており、「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」(目標 5)、「陸域の 17%、海域の 10%が保護地域などにより保全される」(目標 11) など具体的な目標を掲げています。

COP10 では、愛知目標のほか、民間など多様な主体の参画の推進や、自治体の取組の強化などの必要性が合意されました。これを踏まえ、各地域の特性に応じた保全活動を促進するため、平成 23 (2011) 年に「生物多様性地域連携促進法」が施行 (平成 22 (2010) 年制定) され、地域の自然的・社会的な条件に応じて、地方公共団体や市民団体、地域住民、農林漁業者、企業、専門家など地域の様々な関係者が連携し、生物多様性の保全のための活動が行われています。

### ③ 外来生物対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法)」は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物として定められた外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行うとともに、国による防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止することを目的として、平成 16 (2004) 年に制定されました。

外来生物対策については、愛知目標では「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御されまたは根絶される。」という目標が示され、平成 27 (2015) 年には「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト (生態系被害防止外来種リスト)」が作成されました。また、愛知目標で海洋の保護地域に数値目標

(10%以上)が設定されたことなどを受け、平成31(2019)年4月に「自然環境保全法」が改正され、新たな海洋保護区である沖合海底自然環境保全地域が設定されました。絶滅危惧種の絶滅・減少の防止策も推進されており、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は、計356種が指定されています。

貿易の自由化、経済社会のグローバル化の進展により、海外との人や物資の移動は活発化しており、外来生物の侵入は今後も続いていくものと考えられます。侵略的外来生物の侵入防止、拡散防止に向けて、行政と地域、専門機関などの関係者が連携して、できる限りの対策を速やかに行っていく必要があります。

#### ④持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。)

平成27(2015)年に「国連持続可能な開発サミット」が、150を超える加盟国首脳の参加のもと開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球および繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げており、この目標が17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

令和元(2019)年8月に策定された「愛知県SDGs未来都市計画」では、平成22(2010)年以来の県の取組を踏まえ生物多様性保全を中核に据えており、県全域での「生態系ネットワーク形成」や「あいちミティゲーション※」などの取組を発展・確立させ、多様な主体との連携による生態系の創造・再生・保全に取り組むなど、「生物多様性の主流化」への対応に特に注力することとしています。

※あいちミティゲーション：土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、愛知県独自のしくみのこと



図2 SDGsの17のゴール

#### ⑤マルチベネフィット

「マルチベネフィット※」とは、複数の社会課題の同時解決のことです。SDGsには、貧困、飢餓、保健等と並び、海洋資源、陸上資源についての目標が含まれていますが、それぞれの目標は互いに関連し合ったものであり、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指す、という特徴を持っています。

生息地の変化、過剰利用、汚染と栄養の蓄積等により生物多様性は影響を受け、その結果として地域社会が不安定化するなどの問題が起きています。地球規模の生物多様性の保全と回復のためには、環境・経済・社会の課題を同時に考慮することが必要であり、こうした考え方は、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) の評価報告書においても指摘されています。

※マルチベネフィットの事例：自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用した社会資本整備や土地利用など  
【環境省：第5次環境基本計画（平成30(2018)年4月）より】

## ⑥地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

私たちの暮らしは、森・里・川・海やその連環が形成する豊かな自然の恵み（生態系サービス）によって支えられています。それぞれの地域が生み出すモノやサービスの付加価値を高めていくことが求められる中、特に地域の自然とのつながりが深い農林水産業や観光業においては、自然の恵みを地域資源として、地域産業や地域そのものもブランド化し、活用できる可能性を秘めています。既に様々な地域で取組が進みつつあり、具体的には、コウノトリの生息地において、コウノトリの人工繁殖・放鳥、野外で暮らすコウノトリの生息環境を確保するための農薬や化学肥料に頼らない農法の実践と、この農法で栽培した米のブランド化に取り組み、更にコウノトリ野生復帰の取組をエコツーリズムに活かしている事例や、農業の近代化により農業用排水路と水田の間のできた落差を解消するための魚道を設置し、湖と水田を魚類が行き来できるような環境を整えるとともに、農薬・化学肥料を5割以下に削減した水田と、そこで採れた米を地域ブランドとして認証する事例など、生物多様性や環境保全を合わせた地域の活性化を実現しています。

環境省では、平成26（2014）年に「つながりよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、国民全体で「森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと」、「一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくること」を目指して、多様なステークホルダーと連携した様々な取組を進めています。このプロジェクトを通じて、国民一人一人が自然の恵みを意識して自分ゴト化し、暮らしを通じて「地域循環共生圏」を支えるライフスタイルへの転換を図るべく取組を進めています。



出典：環境省「令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

## ⑦ノン・ステート・アクターによる自主的な取り組み（協働の取り組み）

non-state actors（非国家主体）とは、企業や自治体、NGO など、国家政府以外の多様な主体のことを指し、近年環境分野においてその役割の重要性が注目されています。

愛知県では、「あいち生物多様性戦略2020」に基づく独自の取組「あいち方式」により生物多様性保全に取り組み、具体的には、県内全域（9地域）での生態系ネットワーク協議会設立に加え、指標種を使ったモニタリング調査の実施、自然環境の保全に取り組む市民団体と企業とのマッチングなどを進めてきました。また、「あいち生物多様性戦略2030」は、SDGsに合致した生物多様性保全の行動計画という側面を有し、多様な主体が、生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進めるうえで、基本となる考え方や将来像を示しています。

市民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、人と人とのつながりを育みながら「生態系ネットワーク」の形成を進め、人と自然の共生を実現することが重要です。

## 4 戦略の基本的事項

### (1) 戦略の位置づけ

生物多様性基本法では、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています（第13条）。また国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによるさまざまな取組を進めるためには、都道府県をはじめ地方自治体がそれぞれの地域の特性に応じて地域戦略を策定することが不可欠であり、すべての都道府県が地域戦略を策定していることを目標としています。

本戦略は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく生物多様性地域戦略であり、愛知県による「あいち生物多様性戦略 2030」と整合した、本市における生物多様性の保全及び持続可能性に資する戦略です。

また、「第2次みよし市環境基本計画」の取組分野の一部である「自然共生のまちづくり」「協働による環境行動のまちづくり」の基本的な考え方に基づいた、生物多様性への取り組みへの指針となるものであり、他の分野の関連計画とも整合を図っていきます。

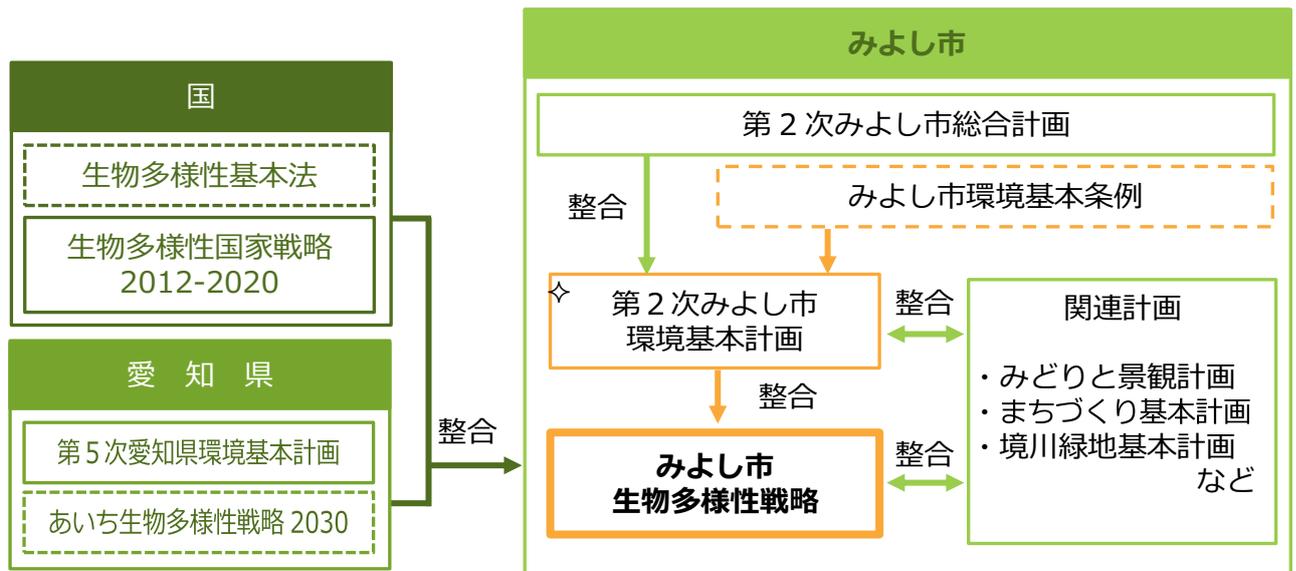


図3 本戦略の位置づけ

## (2) 戦略の対象範囲

本戦略の対象範囲は市域全体とします。

本市は、愛知県のおぼ中央部、西三河地域の西端にあり、名古屋市中心部からは東へ約 17 km、豊田市中心部からは西へ約 7 km に位置し、豊田市、刈谷市、日進市、愛知郡東郷町と隣接しています。東西約 5 km、南北約 10 km の最大幅があり、市域面積は 32.19 km<sup>2</sup> です。

地形は豊田市側の北部から南部にかけて丘陵地を構え、中央部から西南部にかけては、やや平坦な地形となっています。南部の丘陵地は果樹栽培を主とした農業地帯となっていて、北部の丘陵地は土地区画整理事業により整備された住宅地が広がり、中央部の平坦地に市役所をはじめ公共施設が集積しています。本市の北部を源とする境川が東郷町との境界部を流れ、本市の東南端を豊田市から続く逢妻女川が流れています。

「あいち生物多様性戦略 2020」では県内 9 地域で「生態系ネットワーク協議会」が設立され、本市は「東部丘陵」と「西三河」の二つの協議会に含まれています。

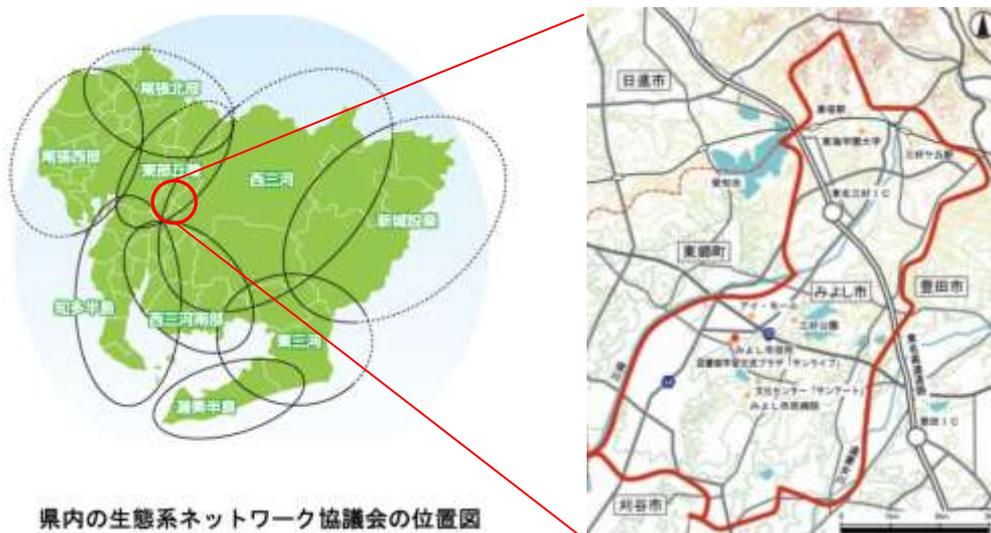


図 4 戦略の対象範囲

## (3) 戦略の対象期間

本戦略の対象期間は、「あいち生物多様性戦略 2030」、上位計画である「第 2 次みよし市環境基本計画」の計画期間を踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの **10 年間** とします。なお、戦略の内容は社会情勢に合せて、適宜見直します。

● 前期 5 年 令和 3 年度～令和 7 年度 / 後期 5 年 令和 8 年度～令和 12 年度

年度	R 3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	
あいち生物多様性戦略 2030	R3～R12 まで										
第 2 次みよし市環境基本計画	前期（5 年）					中間見直	後期（5 年）				
みよし市生物多様性戦略	前期（5 年）					中間見直	後期（5 年）				

## 第2章 現状と課題

### 1 自然環境の現状調査

#### (1) 環境タイプ図の作成

戦略検討の基礎資料とすることを目的として、衛星画像や環境省植生図を用いて「環境タイプ図」を作成しました。

本環境タイプ図により、工場等の植栽地を含めた樹林の位置や水面、草地などが把握しやすくなったことから、生物多様性の保全上重要な場所の抽出や、樹林環境のネットワーク検討のベース図面として活用し、また、市民意見交換会において検討資料として活用しました。

#### <作成手順>

- ・自然環境保全基礎調査の植生調査(1/25,000)のGISデータ(調査年:平成22(2010)年)を用いて、環境タイプを区分。
- ・平成23(2011)年10月撮影のALOS/AVNIR-2オルソ補正画像(解像度約10m)を用いて正規化植生指標※(NDVI)を算出。ここから、植生調査のGISデータでは抽出されていない小規模な樹林等を抽出し、「植栽等」として記載。
- ・国土地理院「基盤地図情報」、国土交通省「国土数値情報」を用いて道路、建物、市域、市街化区域のラインなどを記載。

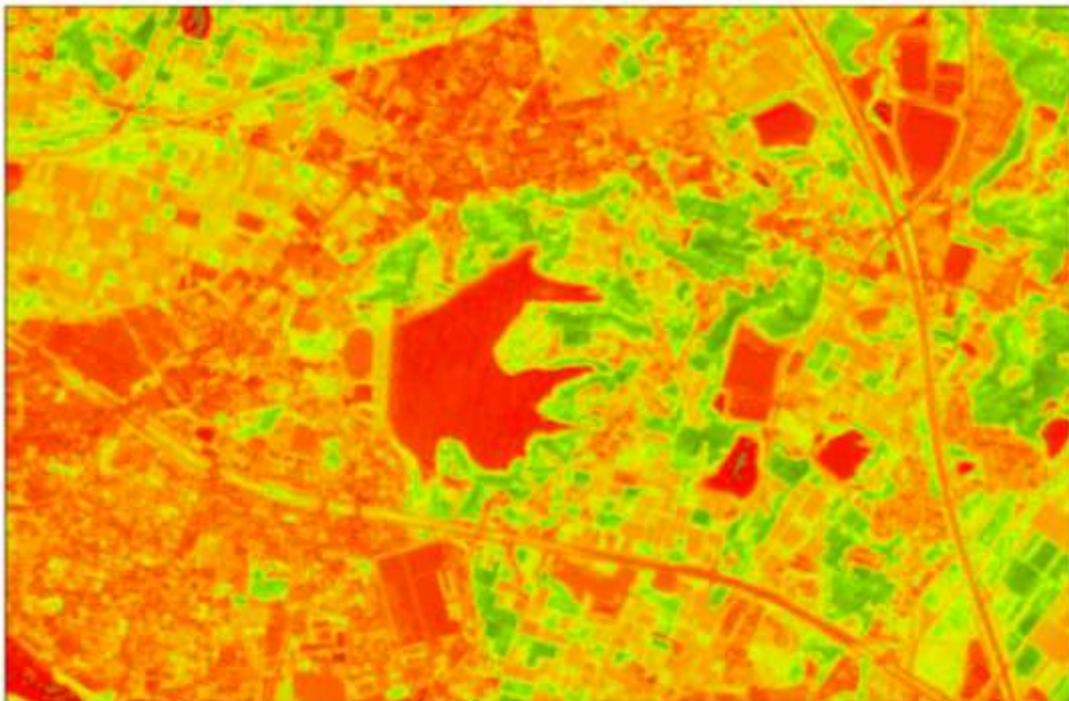


図5 NDVIの算出結果(一部)

※植生指標：植物による光の反射の特徴を生かし衛星データを使って簡易な計算式で植生の状況を把握することを目的として考案された指標で、植物の量や活力を表しています。代表的な植生指標として、NDVI(Normalized Difference Vegetation Index：正規化植生指標)があり、緑色が濃い部分が植物の量や活力が高いことを示しています。



## (2) 現状の把握

本市の生物多様性に係る現況を把握し、生物多様性の保全施策に反映することを目的に、1) 生物の生息生育状況、2) 生物多様性の保全上重要な場所、3) NPO・市民・企業などによる生物多様性保全活動の状況を整理しました。

### 1) 生物の生息生育状況

市内における動植物の生息生育状況を示す資料としては、次のものがあります。

- ・「三好町植物誌」三好町教育委員会（昭和 52（1977）年）
- ・「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会（平成 19（2007）年）
- ・「みよしいきものマップ※」みよし市環境経済部環境課（平成 24（2012）年）  
※「みよしいきものマップ」の内容は「三好町の自然観察地ガイド」の内容を反映。
- ・「グリーンデータブックあいち 2017 維管束植物編」愛知県環境部自然環境課（平成 29（2017）年）
- ・「あいち生物多様性モニタリング」NPO 法人みよしの自然環境を守る会（令和元（2019）年）

このうち、調査時期が新しく、現状を反映していると考えられる、NPO 法人みよしの自然環境を守る会の「あいち生物多様性モニタリング※」の調査結果と、過去の情報を総合的に整理している「グリーンデータブックあいち 2017 維管束植物編」について整理しました。

※あいち生物多様性モニタリング：愛知県が NPO や企業、行政などとの協働により進めている「生態系ネットワーク形成」の成果や、自然環境の変化の把握を目的とした県民参加型の調査。県が選定した動物 50 種、植物 50 種の指標種を対象としています。

#### ①NPO 法人みよしの自然環境を守る会による「あいち生物多様性モニタリング」の調査結果

多くの指標種が確認されており、市街地に隣接する場所としては良好な環境が残されていると考えられます。特に、生きものの〈食う・食われる〉の最上位に位置し、生息には餌となる生きものが豊富な環境が必要なキツネの生息が確認されていることや、森、草地、水辺の昆虫が多く確認されていること、湿地の植物が確認されていることは、調査対象地である、長田池下流の谷戸環境の生物多様性の高さを示していると考えられます。

外来種は、動物はミシシippアカミミガメ、ウシガエル、カダヤシ、アメリカザリガニが確認され、植物は、セイヨウタンポポ、アカミタンポポが確認されています。いずれの種も、県内で広く分布が確認されている種であり、市内全域に分布していると考えられます。このうち、ウシガエル、カダヤシについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく「特定外来生物」に指定されており、飼育、保管、運搬等が原則として禁止されているため、扱いについて注意するとともに、啓発を図ることが望まれます。

NPO 法人みよしの自然環境を守る会による「あいち生物多様性モニタリング」の調査結果は以下の通りです。

【動物】(50種)

調査テーマ	指標種
①身近な哺乳類	ホンドキツネ (指標種以外：ホンドカヤネズミ、ニホンリス、ホンドイタチ)
②身近な野鳥	カルガモ、ケリ、アオサギ、コサギ、コアジサシ、カワセミ、コゲラ、ツバメ、ウグイス、オオヨシキリ
③池や水路のカメ	ニホンイシガメ、クサガメ、 <u>ミシシippアカミミガメ</u>
④身近なカエル	アズマヒキガエル、 <u>ウシガエル</u> 、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル、 <u>トノサマガエル</u> 、ナゴヤダルマガエル、 <u>ヌマガエル</u> 、ツチガエル、ニホンアカガエル
⑤トカゲ・ヤモリ・イモリ	<u>ヒガシニホントカゲ</u> 、 <u>ニホンヤモリ</u> 、アカハライモリ
⑥川や池の魚たち	カワバタモロコ、ミナミメダカ、 <u>カダヤシ</u> 、カマツカ、カワヨシノボリ、アメリカザリガニ
⑦林や草地の昆虫	マツムシ、ショウリョウバッタ、オオカマキリ、ヤマトタマムシ、ミヤマクワガタ、カブトムシ、アオスジアゲハ、アゲハ、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、アサギマダラ
⑧水辺のトンボ	ハグロトンボ、キイトンボ、ギンヤンマ、 <u>チョウトンボ</u> 、 <u>アキアカネ</u> 、ハッチョウトンボ、シオカラトンボ

【植物】(50種)

調査テーマ	指標種
⑨タンポポ地図	ニホントンポポ、シロバナタンポポ、 <u>セイヨウタンポポ</u> 、 <u>アカミタンポポ</u> 、エゾタンポポ、キビシロタンポポ(ヤマザトタンポポを含む)
⑩春の水田雑草	ゲンゲ(レンゲソウ)、セトガヤ、サナエタデ、カワヂシャ、 <u>コオニタビラコ</u>
⑪秋の七草調査	ススキ、 <u>マルバハギ</u> 、 <u>ツクシハギ</u> 、 <u>クズ</u> 、 <u>カワラナデシコ</u> 、オミナエシ、ヒヨドリバナ、キキョウ、ツリガネニンジン、ワレモコウ
⑫湿地の植物	ミズギボウシ、 <u>ミカヅキグサ</u> 、 <u>ヌマガヤ</u> 、ヌマトラノオ、 <u>モウセンゴケ</u> 、 <u>トウカイモウセンゴケ</u> 、 <u>クロミノニシゴリ</u> 、ハルリンドウ、 <u>ミミカキグサ</u> 、 <u>ホザキノミミカキグサ</u> 、 <u>サワギキョウ</u> 、 <u>サワシロギク</u>
⑬里山の植物	<u>アカマツ</u> 、 <u>アベマキ</u> 、 <u>フモトミズナラ</u> 、 <u>ミカワツツジ</u> 、クロバイ、エンシュウムヨウラン
⑭ニホンジカによる食害	マツカゼソウ※、コアカソ、ツリフネソウ、アオキ、ハナイカダ (このテーマは調査対象外)
⑮監視したい外来植物	ヨシススキ、 <u>ナガエモウセンゴケ</u> 、 <u>オオカワヂシャ</u> 、ヤナギバルイラソウ、 <u>メリケントキンソウ</u> 、 <u>ウチワゼニクサ</u>

種名は確認された種、赤字は外来種、赤の下線は特定外来生物を示す

※マツカゼソウは、ニホンジカの忌避植物であり、増えることでニホンジカの活動が活発であることを示していることから、指標種に選定されています。

またこれらの指標種は、主に長田池下流の谷戸環境で確認されています。

生物多様性モニタリング調査 投稿種数 2019.12.1 現在

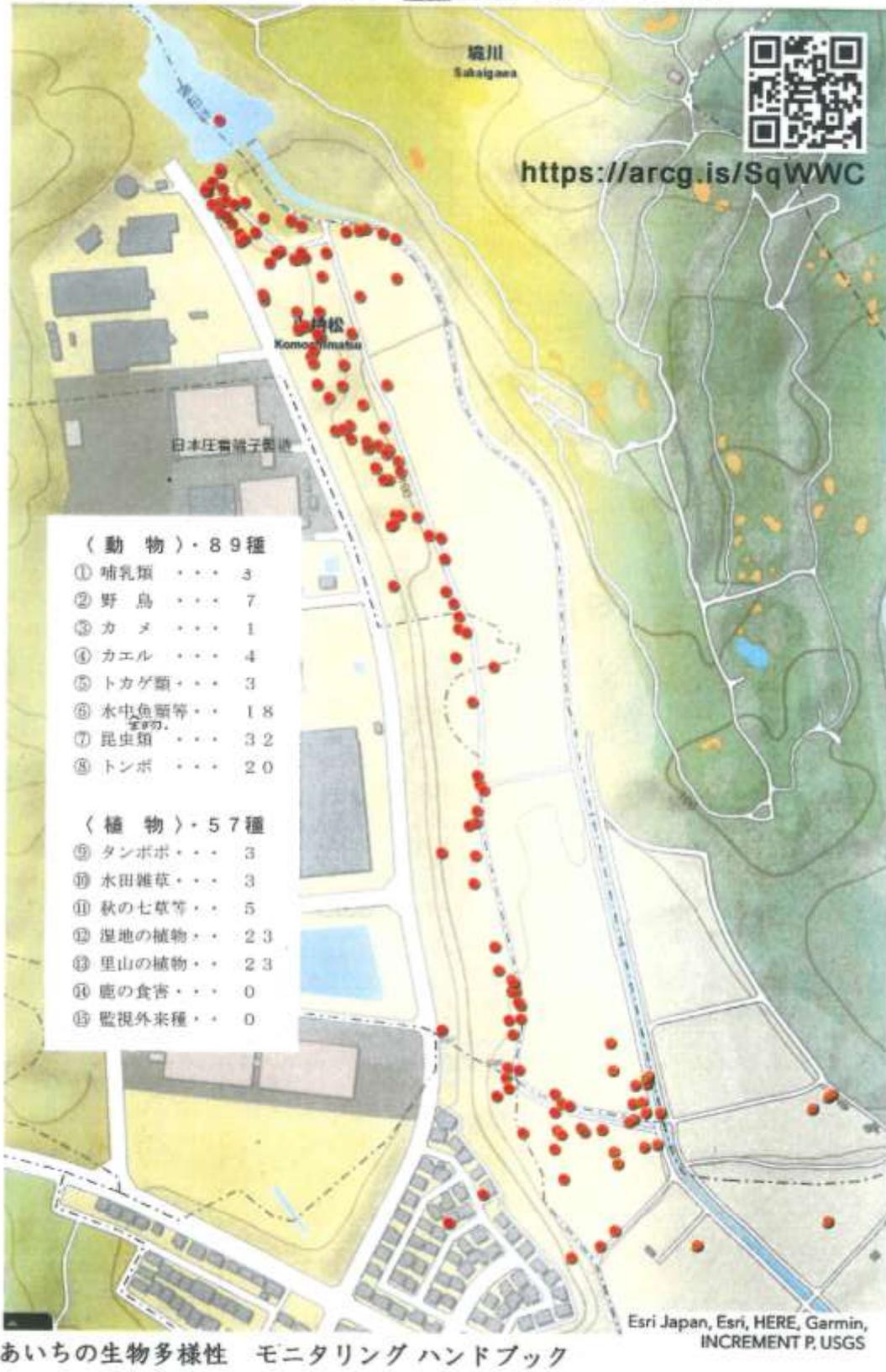


図6 指標種等の確認位置

(資料提供：NPO 法人みよしの自然環境を守る会)

## ②「グリーンデータブックあいち 2017 維管束植物編」による希少植物の調査結果

愛知県内で確認されている全植物が記載されており、分布表によって、本市域での確認種が把握できることから、希少植物について抽出、整理しました。ただし、本調査結果は約 25 年間の調査の蓄積であることから、現在は生育していない可能性があります。

これらの種の生息環境は、湿地が最も多く、本市に分布する湧水湿地やため池周辺の湿地等で確認されたと考えられます。

種名	国	県	生息環境
ヤチスギラン		EN	湿地
イヌカタヒバ	VU		溪流沿いの岩場等
ヒメコウホネ	VU	EN	池沼
イワショウブ		VU	湿地
アギナシ	NT		〃
ミズトンボ	VU	VU	〃
サギソウ	NT	VU	〃
シラタマホシクサ※	VU	VU	〃
シズイ		VU	池沼
ミカワシンジュガヤ	VU	VU	湿地
ヒメコヌカグサ	NT		〃
ヒナザサ	NT	VU	湿地・池沼
ウンヌケ※	VU	NT	草地
タチモ	NT	NT	池沼
ミヤマワレモコウ		EN	湿地
ナラガシワ		EN	森林
フモトミズナラ※		NT	〃
サクラバハノキ	NT		湿地
イシモチソウ	NT	EN	〃
イヌセンブリ	VU	NT	〃
スズサイコ	NT		草地
オオアブノメ	VU	VU	湿地
ケブカツルカコソウ	VU	EN	やや湿った草地
シマジタムラソウ	VU	NT	草地
イヌタヌキモ	NT		池沼
ムラサキミミカキグサ	NT	NT	湿地
キキョウ	VU	VU	草地
ミズギク		NT	湿地

表 1 本市で記録されている希少植物

※東海丘陵要素植物群構成種 希少種ランク

EW：野生絶滅／CR：絶滅危惧ⅠA類／EN：絶滅危惧ⅠB類／VU：絶滅危惧Ⅱ類／NT：準絶滅危惧

### ③東海丘陵要素植物群の分布

東海丘陵要素植物群は、東海地方の丘陵地・台地の低湿地とその周辺に固有、あるいは日本での分布の中心がある 15 種の植物です。これらの植物が生育する湿地には、日本最小のトンボであるハッチョウトンボや、この地域固有の昆虫であるヒメタイコウチが生息しています。

本市においては、長田池周辺や、三好丘緑地、福谷地区の樹林等に生育記録がありますが、その種類や数は限られています。

#### 東海丘陵要素植物群（15 種）

フモトミズナラ・シデコブシ・ヘビノボラス・ナガバノイシモチソウ、トウカイコモウセンゴケ、マメナシ、ハナノキ、ナガボナツハゼ、クロミノニシゴリ、ヒトツバタゴ、ミカワシオガマ、ヒメミミカキグサ、ミカワバイケイソウ、シラタマホシクサ、ウンヌケ

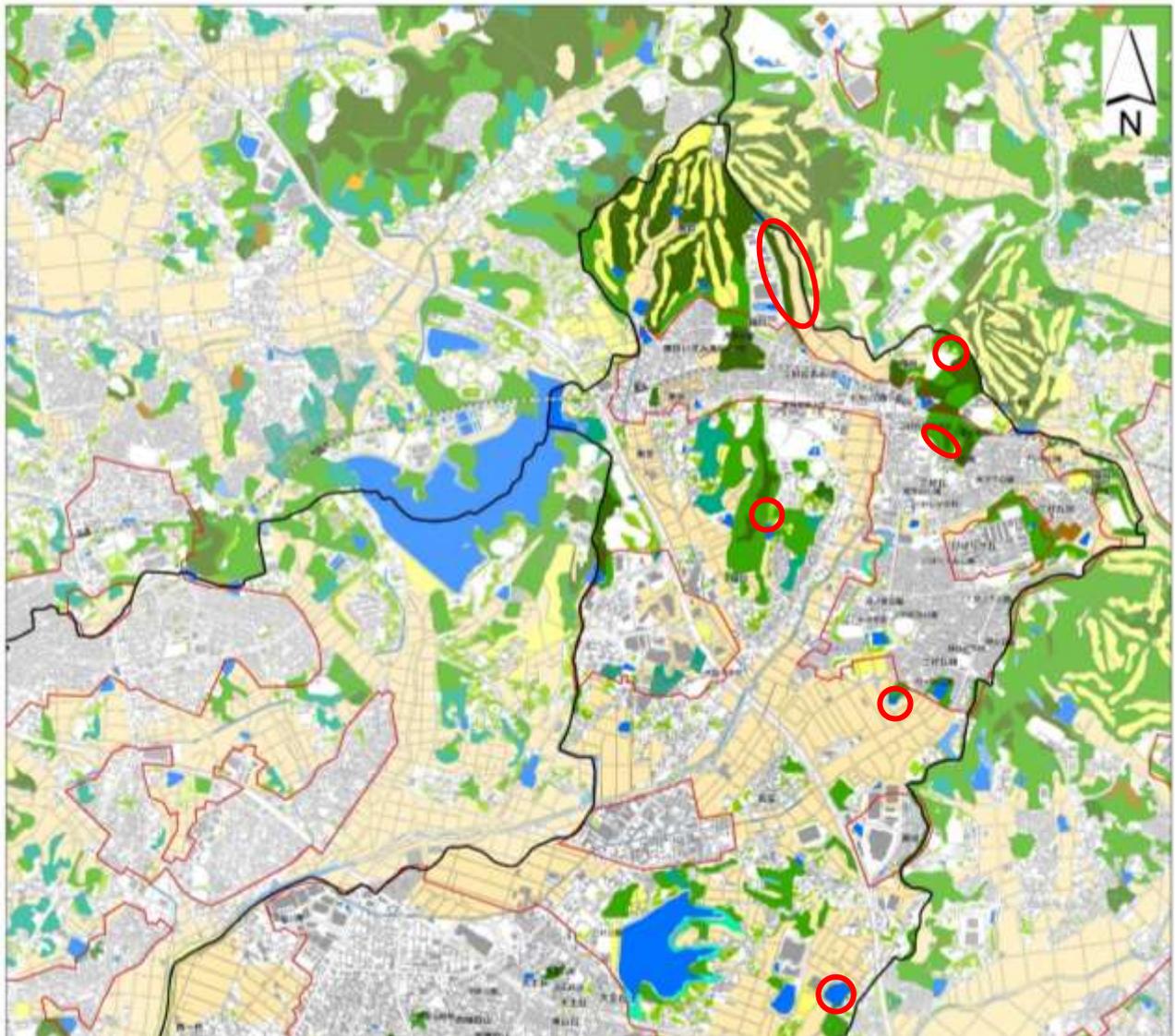


図 7 東海丘陵要素植物群の確認記録がある場所

(出典：「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会（平成 19（2007）年）

（資料提供：NPO 法人みよしの自然環境を守る会

「生物多様性モニタリングマップ」愛知県環境部自然環境課

## 2) 生物多様性の保全上重要な場所の抽出

市内の最新の自然環境を把握している NPO 法人みよしの自然環境を守る会からの提供情報を基本とし、「三好町の自然観察地ガイド」、「みよしいきものマップ」の記載、「生物多様性モニタリングマップ」を参考に、さらに樹林規模、立地場所などを考慮して、本市の生物多様性の保全上重要と考えられる場所を抽出しました。また、NPO・市民・企業などの生物多様性保全活動の実施状況についても考慮しました。

出典 1 : NPO 法人みよしの自然環境を守る会からの提供情報  
 出典 2 : 「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会 (平成 19 (2007) 年)  
           「みよしいきものマップ」みよし市環境経済部環境課 (平成 24 (2012) 年)  
 出典 3 : 「生物多様性モニタリングマップ」愛知県環境部自然環境課  
 出典 4 : 「広報みよし」平成 29 (2017) 年 11 月 15 日発行 (生物多様性保全活動団体の記載)

生物多様性の保全上重要な場所と、抽出の参考にした出典等

	出典 1	出典 2	出典 3	出典 4	その他 (樹林規模、 立地場所等)
①長田池と周辺の田んぼ (境川源流部)	○	○		○	
②三好丘緑地周辺	○	○	○	○	
③三好ヶ丘ポンプ場周辺		○			○
④八幡池上流の谷戸		○			
⑤東海学園大学隣接地	○	○			
⑥境川上流部	○				
⑦南池ノ上の樹林地					○
⑧三好池周辺		○	○	○	○
⑨保田ヶ池公園		○		○	
⑩明知地区の畑・果樹園	○				
⑪福田新池周辺	○	○	○		
⑫境川		○	○		

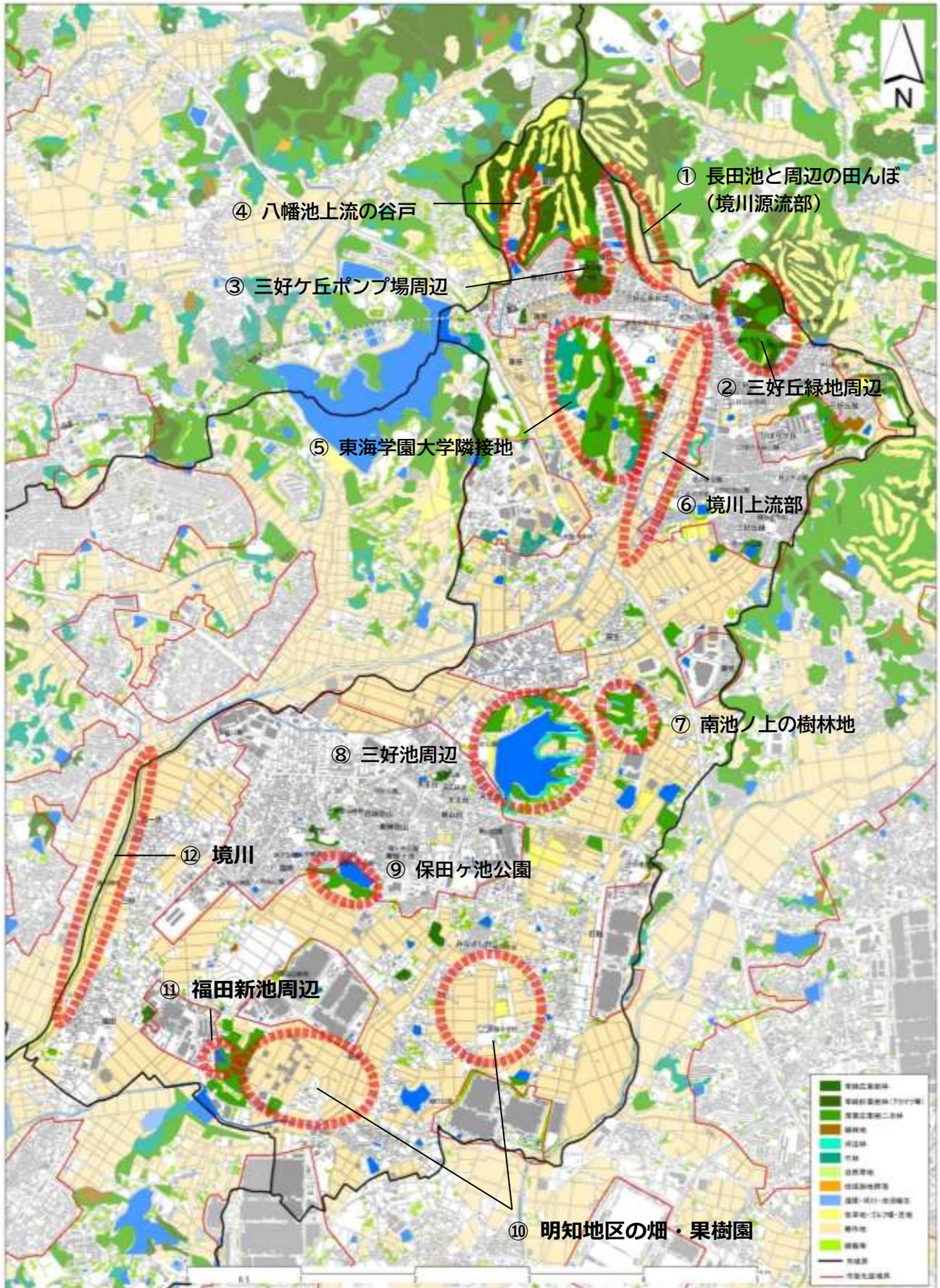


図8 生物多様性の保全上重要な場所の分布図 (①～⑫)

①長田池と周辺の田んぼ（境川源流部）

- ・長田池の下流には市内でも貴重な谷戸の自然が残されています。
- ・赤土の土手の斜面には小面積の湿地があり、ミカヅキグサやトウカイコモウセンゴケ、フモトミズナラなどの東海丘陵要素植物群が生育し、ハッチョウトンボが生息しています（出典1）。
- ・キツネの目撃記録があります（出典1）。
- ・「NPO 法人みよしの自然環境を守る会」が保全活動を行っています。



谷戸の全景



NPO によって創出された水辺のビオトープ



東海丘陵要素植物群の生育する樹林や湿地



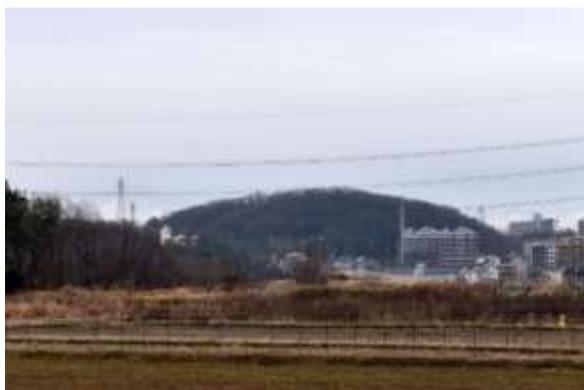
樹林に囲まれた長田池



境川上流部

## ②三好丘緑地周辺

- ・ニホンリスの生息が確認されています（出典1・2）。
- ・緑地の南側にごく小さい湿地があり、トウカイモウセンゴケやシラタマホシクサ、サワヒヨドリなどを見ることができます（出典2）。
- ・エリアの北側にシラタマホシクサなどの生育する小さな湿地があります（出典3）。
- ・森に囲まれたため池（深狭池2号）にはカモ類などが飛来します。
- ・「みよし里山まもり隊」が、湿地の保全活動や雑木林の保全活動を実施しています（出典4）。
- ・エリアの南側と北側の間に道路があり、樹林の連続性の確保が課題です。



北側からの遠景



常緑樹と落葉樹が混交する樹林



ため池（深狭池2号）



森の連続性の確保が望まれる道路

## ③三好ヶ丘ポンプ場周辺

- ・北側の丘陵地の樹林と東海学園大学隣接地の樹林をつなぐ場所に位置しており、キツネ、タヌキなどの陸上を移動する動物の移動において重要性が高いです。

#### ④八幡池上流の谷戸

- ・八幡池はヨシなどの抽水植物が生育しており、カモ類やオオバン等の生息場所になっています。
- ・上流の谷戸は、樹林に囲まれた中に草地や農地が点在し、多様な環境を好む鳥類や哺乳類の生息場所になっています。
- ・八幡池に隣接するヤナギ林で、コムラサキの生息が確認されています（出典2）。



ヨシなどが生育する八幡池



八幡池上流の谷戸（1）



八幡池上流の谷戸（2）



八幡池上流の谷戸（3）

### ⑤東海学園大学隣接地

- ・市内で最大規模の樹林であり、複数のため池や農地がある多様な環境を有しています。
- ・キツネの目撃記録があります（出典1）。
- ・東海丘陵要素植物群のクロミノニシゴリが生育している湿地があります（出典2）。
- ・緑地を豊田知立線が分断しており、キツネやタヌキなどの、地上を移動する動物のロードキル対策が求められます。



エリア中央部大坂池上流の谷戸



アカマツが混交する樹林



水鳥が生息するため池（大坂池）



杣ノ奥池下流の谷戸

## ⑥境川上流部

- ・草地環境が残されており、キツネも目撃されています（出典1）。
- ・生物多様性を高めるために、源流部から連続する現在の草地環境を維持することが望まれます。
- ・住民参加によるワークショップで検討された「境川緑地計画（案）」において、「自然を保全する区域」として位置付けられており、生物多様性に配慮した整備が望まれます。



細田橋から上流を望む



細田橋から下流を望む

## ⑦南池ノ上の樹林地

- ・本市中央部において三好池周辺に次いで大きな樹林で、中の谷戸にはため池（新池）もあり、多様な環境が残されています。
- ・豊田市から三好池に続く樹林のつながりの中にあり、樹林環境のネットワーク上、重要です。



西側グラウンドより樹林を望む



抽水植物の生育するため池（新池）

### ⑧三好池周辺

- ・市内で最も大きなため池ですが、ウォーキングや、水面がボート競技などに利用されるため、カモ類などは種類、数ともあまり多くありません（出典2）。
- ・堤防土手は定期的に草刈りが行われているため、コケリンドウ、ワレモコウ、ミヤコグサ、ヤマサギソウなどの草地性植物が残存しています（出典2）。
- ・池の周辺にある樹林は、本市中央部において最も面積が広い樹林であり、コゲラ、シジュウカラなどの樹林性の鳥類や、カブトムシなどの樹林性の昆虫類において重要な生息拠点であると考えられます。



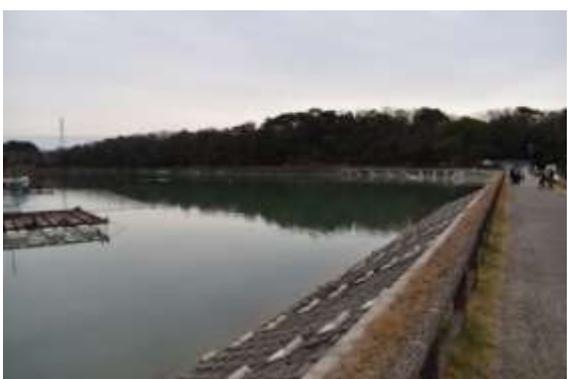
池を取り囲む樹林



堤防の広い草地

### ⑨保田ヶ池公園

- ・水面利用を積極的に行っているため、水鳥などの種類はあまり多くはありませんが、周辺の樹林は、市街地に隣接する樹林としては面積が広く、市民が自然とふれあう貴重な場所です。
- ・モチツツジ、ネジキなどのツツジ類が多く見られます（出典2）。
- ・「保田ヶ池どんぐりの会」が企業と市と協働で、雑木林の保全活動やどんぐりの森の植樹の準備を実施しています（出典4）。



池と隣接する樹林



どんぐりの森の再生地

#### ⑩明知地区の畑・果樹園

- ・さんさんの郷の周辺などで、タヌキやキツネが目撃されています（出典1）。
- ・タヌキやキツネのねぐらになる場所として、福田新池周辺の樹林地の重要性が高いと考えられます。



明知橋周辺



さんさんの郷周辺

#### ⑪福田新池周辺

- ・カルガモなどの水鳥やウチワヤンマやオオシオカラトンボなどが見られます（出典2）。
- ・福田新池周辺の樹林地は、まとまった樹林が少ない本市の南部において、樹林性の鳥類や昆虫類の生息、移動の場所として重要性が高いです。



カルガモ等の水鳥が多く生息している池に隣接する草地や樹林

## ⑫境川

- ・川沿いの草地にキスゲ、カワラナデシコなどが生育しているほか、イタチ類が比較的頻繁にみられ、モズ、オオヨシキリ、セッカなどの草地の鳥や、イカルチドリ、カワセミが生息しています（出典2）。
- ・高水敷はレクリエーション空間として整備されており、生きものの生息、移動の場所は低水敷に限られるため、生物多様性を高めるためには、高水敷の一部を自然草地に戻すなどの対応が望まれます。



名古屋岡崎線より上流を望む



名古屋岡崎線より下流を望む

### 3) NPO・市民・企業などによる生物多様性保全活動の状況

#### ①NPO・市民による活動状況

市内で生物多様性の保全活動を行う NPO・市民の情報として、「広報みよし」第 1152 号（平成 29（2017）年 11 月 15 日）を掲載します。

#### NPO法人みよしの自然環境を守る会

NPO法人みよしの自然環境を守る会は、水辺の環境の悪化や里山の荒廃など、市の将来の自然環境に危機意識を持つ市民が立ち上げ、境川源流域(黒笹町小持松地内の長田池周辺)などで里山や湿地の保全活動、減農業・無化学肥料の冬水田んぼの稲作、田んぼのビオトープづくり、自然観察会、市役所南の如来池のビオトープづくりなどを行っています。



##### 【里山・湿地の整備】

長田池周辺の里山(保安林)のモンゴリナラ、湿地のシラタマホシクサやハッチョウトンボなど、生息している貴重な動植物を守るために、倒木処理や間伐などを行い、自然環境を整備しています。また、里地周辺にヘイケボタルの幼虫を放流し、生育域を造っています。



##### 【減農業・無化学肥料の冬水田んぼの稲作】

市内在住の親子に生物多様性について考えてもらおうと、冬水田んぼの稲作を行っています。これは、農業や化学肥料に頼らず、田んぼに年中水をためることで生き物が絶えず、生物多様性に負荷をかけない農法で、田んぼの微生物やヘイケボタルの幼虫、タニシなどが生育可能となり、それらを捕食する鳥類などが飛来して、生物の多様性が豊かになります。クロメダカやドジョウを放流し、稲の食害を起こす外来種のジャンボタニシの駆除なども行っています。



##### 【自然観察会】

市内在住の親子を対象とした里山の昆虫観察や植物観察、田んぼやビオトープなどでの水生生物調査などを行い、自然の大切さを学ぶ機会を提供しています。

##### 【如来池のビオトープづくり】

緑と浸水機能を備えた如来池を市の中心部にある都市公園として、市民の皆さんが楽しみ、多様な生き物がすむ水辺にするために、NPO法人みよしの自然環境を守る会会員が中心の「三好上行政区如来池実行委員会」が整備しています。この事業は、市の「がんばる地域応援補助金制度」を活用したもので、今年度は池の掃除、カキツバタやセリ、ミクリなど水辺植物の植栽を行い、クロメダカとニシキゴイの放流を中部小学校2年児童と協力して行いました。如来池周辺が市民の憩いの場になるように、今後さらに整備を進めていきます。



##### 【問い合わせ】

NPO法人みよしの自然環境を守る会理事長の鳥居 謙一さん ☎090(1983)9280

## 保田ケ池どんぐりの会

保田ケ池どんぐりの会は、野鳥や昆虫などが集えるような緑豊かな自然を残すことで多くの人がつろぎ憩える保田ケ池公園を目指して、雑木林や自然環境の保全活動や勉強会などを行っています。

### 【雑木林の保全活動】

保田ケ池南の雑木林の一部で、密集して生えている竹などを伐採しています。太陽の光が差す環境を作ることで、土に眠っていた植物の種を芽吹かせます。また、明るい環境は防犯対策にもつながり、ウォーキングや散策をする人が安心して公園を楽しむことができます。

### 【どんぐりの森の植樹に向けての準備】

保田ケ池どんぐりの会は、株式会社三五と市と協働で保田ケ池南にどんぐりの森の整備を進めています。その一環として、保田ケ池どんぐりの会では、どんぐりの森に植樹する、どんぐりなどの落葉樹やアラカシなどの常緑樹の苗を育てています。この苗は、保田ケ池公園で採取したコナラやアベマキなどの実から、また、長田池付近で採取したモンゴリナラの実などから、会員たちが丹精込めて育てているものです。また、雑木林で伐採した竹から、植樹する木を根付かせ育てるために必要な竹くいを作っています。市民の心を温める緑地を目指して、保全活動を進めています。



### 【問い合わせ】

保田ケ池どんぐりの会代表の水谷邦恵さん ☎(34)2102

## みよし里山まもり隊

みよし里山まもり隊は、みよし市の自然を残したいと集まった有志で結成し、三好丘緑地で湿地や雑木林の保全活動や市内在住の親子を対象とした自然観察会、近隣の竹林の手入れ作業などを行っています。里山林は、多くの生き物のすみかであるとともに、地下水を蓄え、大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を樹木に蓄えることで地球温暖化を抑えるなど、大切な役割を担っているため、この自然をこれからも残せるように活動を続けています。

### 【湿地の保全活動】

三好丘緑地の湿地で自然観察をする中で、湿地でしか生きられない貴重な生き物が生息していることを知り、地域住民である自分たちの手で保全していきたいと活動を始めました。増殖する笹や草を刈り、草地化になることを防ぎ、本来あるべき湿地の状態を守っています。

### 【雑木林の保全活動】

三好丘緑地の暗い雑木林に太陽の光が届き、新しい植物が育つ環境を作るために、雑木林の手入れをしています。伐採した木は、細かく切って落ち葉をかぶせ、腐葉土として森に返す取り組みをしています。また、三好丘中学校と北中学校のPTA活動をしている「おやじの会」と協力して保全活動をさらに進めています。



### 【問い合わせ】

みよし里山まもり隊代表の鈴木ともよさん ☎(36)1002

## ②企業による活動状況

### ○トヨタ自動車株式会社

トヨタ自動車株式会社では、地域と共に自然保全活動を推進する「ToyotaGreenWaveProject」を実施しています。

本市には、トヨタ自動車株式会社やその関連工場が複数立地しており、これら工場における生物生息生育環境の保全・再生・創出や、従業員の参加による地域の生物多様性保全活動の推進が望まれます。

#### ■各事業所・各地域の活動を“地域をつなぐ”自然保全活動の推進 —ToyotaGreenWaveProject

トヨタや関係各社は、これまでもそれぞれで工場の森づくり、周辺的环境保全などを進めてきました。こうしたさまざまな自然共生活動を通じて「地域をつなぐ」取り組みが、「ToyotaGreenWaveProject」です。トヨタの自然共生活動の輪を国内外各地で広げ、その結果として生きものの生息域が広がり、生物多様性に寄与するサステナブルな社会づくりを目指します。

具体的な活動として、自然や生きものを育む環境をつくる「自然と共生する工場」と、地域や関係会社をつなぐ「オールトヨタグリーンウェーブプロジェクト」があります。

#### ●地域に根ざした「自然と共生する工場」

「プリウス」を生産する堤工場をモデル工場として、平成 19（2007）年より「工場の森づくり」をテーマに植樹活動を実施してきました。平成 29（2017）年度より活動内容を発展した「自然と共生する工場」として、さまざまな生きものの生息環境の整備にも活動を拡大しています。

#### ●オールトヨタ自然共生ワーキンググループ活動「オールトヨタグリーンウェーブプロジェクト」

「ToyotaGreenWaveProject」活動の受け皿として、平成 27（2015）年 5 月に「オールトヨタ自然共生ワーキンググループ」を 23 社で立ち上げ（令和元（2019）年参加：22 社）、トヨタグループの自然共生の取り組み拡大や情報発信の充実、グループの連携強化などに取り組んでいます。

#### ●生物多様性の認知向上の取り組み

「ToyotaGreenWaveProject」の意義や生物多様性の大切さ、グループ各社の取り組み事例を紹介した冊子を作成して従業員に配付し、活動への参加意識向上や横断的な協力の重要性を継続して啓発しています。さらに専用ホームページを立ち上げ、各社の活動をタイムリーに発信しています

引用：トヨタ自動車株式会社ウェブサイト

## ○株式会社三五

本市に複数の工場を有する株式会社三五では「環境長期ビジョン”三五環境チャレンジ 2050”」を設定し、「三五の森づくり」を進めています。その一環として、保田ヶ池公園での植樹活動を行っています。

### ■地域とのかかわり「みよし市保田ヶ池公園植樹活動」

愛知県みよし市内の保田ヶ池公園に、保田ヶ池公園どんぐりの会とみよし市役所との協働事業として植樹を行いました。保田ヶ池どんぐりの会の皆さんが木の種子を集め、当社も支援しながら4年かけて苗木を育て、三五社員と地域の皆さまの手で植えられました。

三五は地域の植樹祭のサポートを積極的に行っています。



地域の方々と力を合わせて植樹



植樹祭スタッフとして参加した三五社員

引用：株式会社三五ウェブサイト

## (3) 現状把握に基づく課題

野生の生きものの多くは、生まれてから同じ場所にとどまっているのではなく、繁殖や採食等のために日、年、一生などの単位で、同じあるいは異なる環境を移動して暮らしています。そのため、生きものが長くその地域で生息生育できるようにするためには、同じタイプや異なるタイプの「生物の生息生育空間」があり、その間を生きものが移動できるようになっている、生態系ネットワークが形成されることが望まれます。

また、生きものが長く地域で生息生育できるようにするためには、土地が担保され「生物の生息生育空間」が永続的に保全されることが必要です。そのためには、公有地化や緑地指定のほか、公共施設や公園などのすでに公有地化された場所や、企業敷地等への生物生息空間の創出などが有効です。

本市においても、生物多様性を保全していくためには、生態系ネットワークの拠点となっている場所の保全を図るとともに、新たに拠点を創出し、生態系ネットワークを形成していくことが望まれます。

## 2 第2次みよし市環境基本計画に基づく現状と課題

### (1) 生物多様性

#### 【現状】

- 市内にはカワセミやニホンタンポポなど、多くの指標種が確認されています。
- 地域固有の東海丘陵要素植物群の生育する湿地が残っています。
- ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、カダヤシ、アメリカザリガニ、セイヨウタンポポ、アカミタンポポなどの外来種が確認されています。

#### 【課題】

- 生態系の保全のため、樹林ネットワーク、ため池などの水辺ネットワーク、森・草地・農地ネットワークなどの形成が必要です。
- 生物多様性の保全上重要な場所における更なる整備や、緑地を道路が分断することによる動物のロードキル対策が必要です。
- 在来種や地域固有の東海丘陵要素植物群の生育できる湿地環境が限られているため、保全することが必要です。
- 飼育、保管、運搬等が原則禁止されている特定外来生物の扱いについて注意するとともに、啓発を図る必要があります。

### (2) 公園・緑地面積

#### 【現状】

- 公園・緑地面積は、令和元年度時点では、91.18ha となっており、拡大傾向にあります。1人当たりの面積も令和元年度時点では、14.8 m<sup>2</sup>となっており、こちらも拡大傾向にあります。  
(R1 行政評価報告書)
- 地元企業や市民団体による植樹活動や緑地の保全活動が行われています。

#### 【課題】

- 人口が増加しているため、さらなる公園・緑地面積の拡大に向けた取り組みを推進していくことが必要です。
- 生物の生息生育空間を永続的に保全するため、公有地化や緑地指定のほか、企業敷地等への生物生息空間の創出が必要です。

### (3) 土地利用

#### 【現状】

- 土地利用は、令和元年度には宅地と農地がそれぞれ約 30%を占めていますが、農地・山林などの自然系の土地利用は減少傾向にあり、宅地利用は増加傾向にあります。(R1 みよしの統計)
- 農地では、平成 27 年度時点では遊休農地が約 8%となっています。(H27 農林業センサス)

#### 【課題】

- 農地・山林などの自然系の土地利用を保全するとともに、遊休農地を市民農園などに有効活用させていくことが必要です。

#### (4) 環境教育・学習

##### 【現 状】

- 長野県木曽町にある「みよし市友好の森」での間伐体験や、市内在住の親子を対象とした自然観察会、小学生を対象とした水生生物調査などの活動が行われています。
- みよし悠学カレッジ開設の生活創造講座では、環境・栽培分野として動植物の観察講座を開催しています。

##### 【課 題】

- 生涯学習講座の受講者が固定化する傾向が見られるため、生物多様性をはじめとする幅広い内容の講座の開催が必要です。

#### (5) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

##### 【現 状】

- 市民団体と地元企業が協働し、保田ヶ池南で植樹活動を行っています。
- 行政区および地区コミュニティ推進協議会の自主性、主体性を一層高めるため、地区環境美化推進事業等に対し、一括交付金による支援を行っています。
- 地域の環境保全、地域美化に関する事業等、地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体などが行う自発的な公益活動に対し、「がんばる地域応援補助金」による支援を行っています。
- 協働のパートナーを育成するため、「NPO・協働相談窓口」を設置し、生物多様性の保全などに取り組む市民活動の活性化や行政との協働を推進しています。
- 生物多様性の保全などの公益活動を行う市民団体などへの支援を目的として、市民活動サポートセンターを開設しています。

##### 【課 題】

- 地域の生物多様性保全活動への市民・地元企業の積極的な参加が必要です。
- 本市市民活動サポートセンターを利用するための登録をしている団体数は 55 団体あるものの、環境に関する活動を行っている団体は少ない状況となっています。
- 生物多様性の保全のために活動する市民やボランティア団体、NPO などの充実が必要です。

## (6) 市民・事業者意識

「第2次みよし市環境基本計画」において、令和2（2020）年度に実施された「みよし市の環境に関する市民アンケート」および「みよし市の環境に関する事業者アンケート」について、自然の保全や環境教育に関する回答を抜粋し、以下にみよし市民および事業者の自然の保全や環境教育に対する意識を示します。

### 1) 市民アンケート

#### 【環境政策への満足度】

##### ①生物や自然の保全

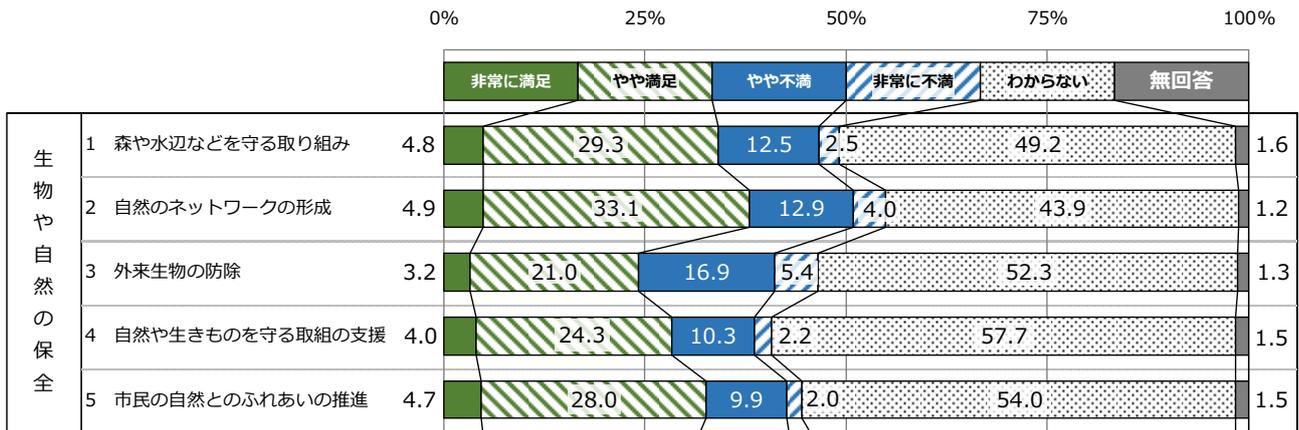


図9 市民の環境政策への満足度（生物や自然の保全）

#### ●解説

生物や自然の保全に関連した環境政策への満足度は、「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は50%程度と高く、次いで「自然のネットワークの形成」となっています。回答者の50%程度が「わからない」と回答している項目が多くなっています。

#### ●属性別の傾向

- ・「森や水辺などを守る取り組み」では、年代別では、「10代」で「わからない」と回答した割合が40%程度と最も低くなっている一方で、「20代」で「わからない」と回答した割合が55%程度と最も高くなっています。
- ・「自然のネットワークの形成」では、職業別では、「自営業」で「不満」と回答した割合が最も高くなっています。
- ・「外来生物の防除」では、年代別では、「10代」、「70代」で「わからない」と回答した割合が45%程度と最も低くなっている一方で、「20代」で「わからない」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。
- ・「自然や生き物を守る取り組みの支援」では、年代別では、「50代」や「80代以上」で「不満」と回答した割合が15%程度と他に比べて高くなっている一方で、「20代」は5%程度と他に比べて低くなっています。
- ・「市民の自然とのふれあいの推進」では、35%程度が「満足」と回答しており、どの年代でも同様の割合となっています。

## ●施策への視点

- ・全般に「わからない」と回答している市民が50%程度あり、身近に自然を感じる事ができる環境を整える必要があります。
- ・下記の環境への満足度について「全体としての周辺環境への満足度」は75%程度と高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」については、比較的満足度が低いため、環境改善の必要があります。

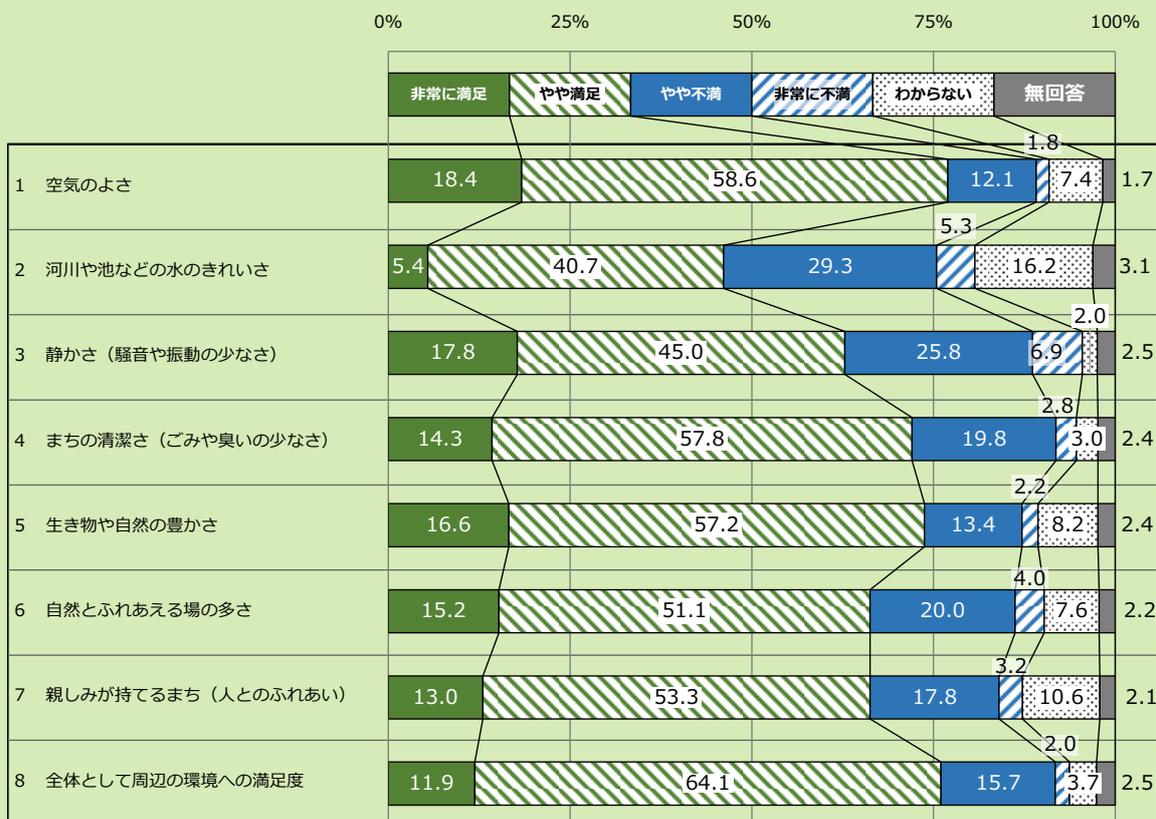


図 10 市民の環境への満足度

## ②環境学習や情報

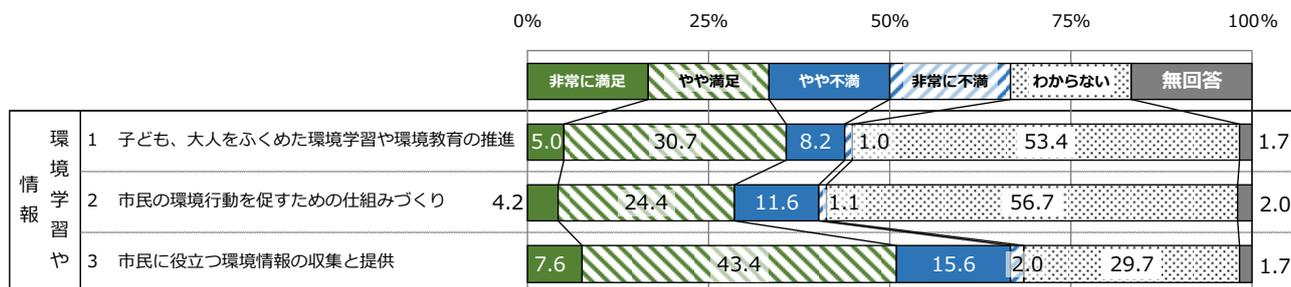


図 11 市民の環境政策への満足度 (環境学習や情報)

## ●解 説

環境学習や情報に関連した環境政策への満足度は、「市民に役立つ環境情報の収集と提供」が50%程度と高くなっていますが、「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」と「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」は「わからない」の割合が高くなっています。

●属性別の傾向

- ・「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」では、年代別では、「20代」で「わからない」と回答した割合が50%程度と最も高くなっています。
- ・「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」では、どの年代でも「わからない」と回答した割合が50%程度と高くなっています。
- ・「市民に役立つ環境情報の収集と提供」では、年代別では、「10代」で「満足」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

・「市民に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が比較的高いことから、「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」や「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」についての情報もあわせて提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

①生物や自然の保全

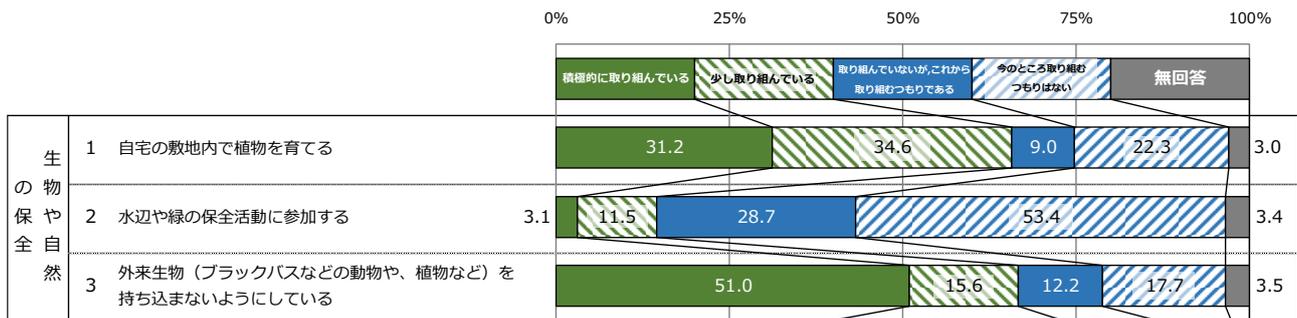


図 12 市民の環境に配慮している行動の状況（生物や自然の保全）

●解説

生物や自然の保全に関連した環境配慮の取り組みでは、「水辺や緑の保全活動に参加する」が15%程度と低い割合になっています。

●属性別の傾向

- ・「外来生物（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」では、年代別では、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が80%程度と最も高い一方で、「80代以上」で「取り組んでいる」と回答した割合が55%程度と最も低くなっています。
- ・「自宅の敷地内で植物を育てる」では、年代別では、「60代」で「取り組んでいる」と回答した割合が75%程度と最も高い一方で、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が55%程度と最も低くなっています。
- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」では、「取り組んでいる」と回答した割合が15%程度と低くなっている一方で、どの年代も「これから取り組みたい」と回答した割合が30%程度と高くなっています。

● 施策への視点

- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」や「外来生物（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」では、若年層の取り組んでいる割合が高く、「自宅の敷地内で植物を育てる」では「60代」の取り組んでいる割合が高いなど、年代別の活動範囲の違いが影響しているものと思われるため、世代に関わらない環境活動の取り組みを行い、その活動の輪を広げる必要があります。
- ・下記の市民の環境に関する理解度での「生物多様性」は、「知っている」が 50%程度となっており、「聞いたことがある」と回答した市民が理解するための情報提供と「これから取り組みたい」と回答した市民へのきっかけづくりが必要です。

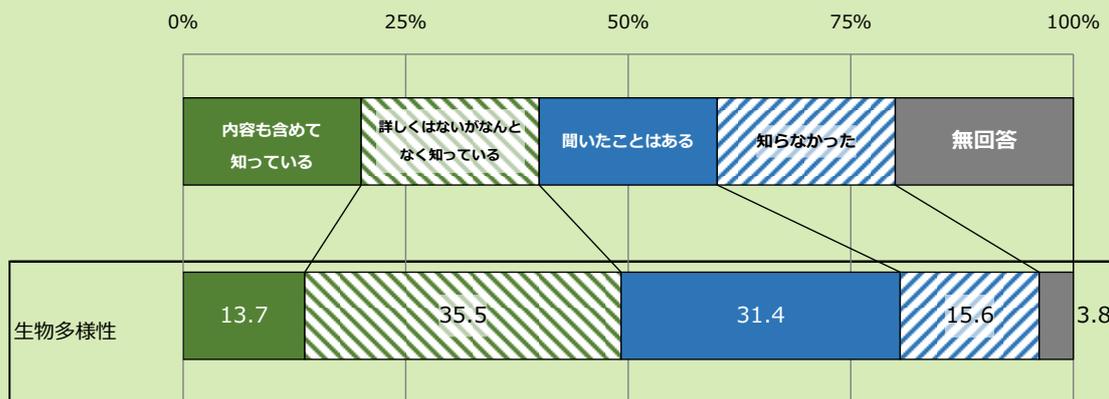


図 13 市民の生物多様性に関する理解度

② 環境学習

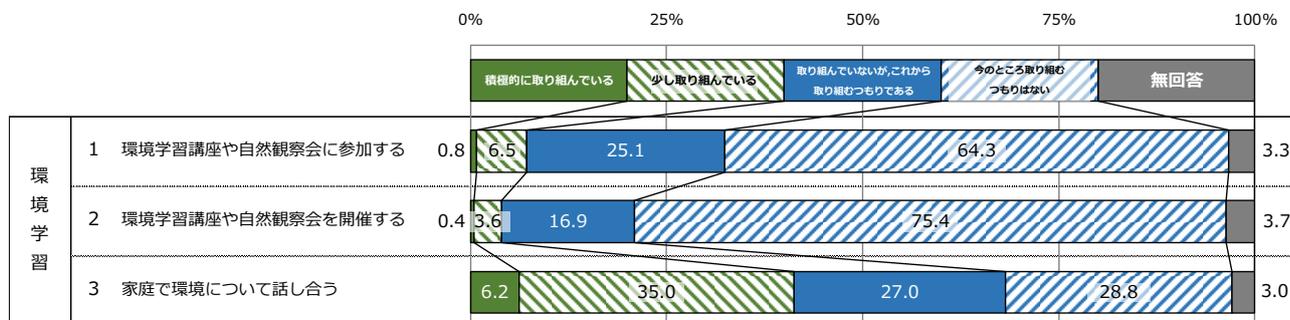


図 14 市民の環境に配慮している行動の状況（環境学習）

● 解説

環境学習に関連した環境配慮の取り組みでは、「家庭で環境について話し合う」が 40%程度と高く、次いで「環境学習講座や自然観察会に参加する」となり、「環境学習講座や自然観察会を開催する」は 5%程度にとどまっています。

● 属性別の傾向

- ・「家庭で環境について話し合う」では、職業別では、「自営業」で「取り組んでいる」と回答した割合が 55%程度と最も高くなっている一方で、「学生」、「会社員」、で「取り組んでいる」と回答した割合が 40%程度となっています。

● 施策への視点

- ・「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要です。

## 2) 事業者アンケート

### 【環境政策への満足度】

#### ①生物や自然の保全

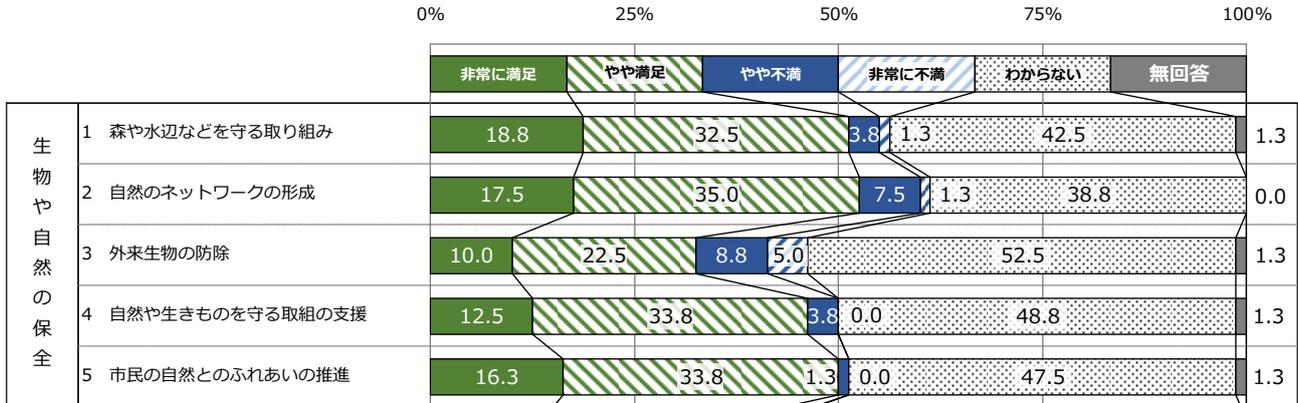


図 15 事業者の環境政策への満足度（生物や自然の保全）

#### ●解説

生物や自然の保全に関連した環境政策への満足度は、「自然のネットワークの形成」が50%以上と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」、「市民の自然とのふれあいの推進」となっています。

#### ●施策への視点

・全般に「わからない」と回答している事業者が50%程度となっており、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。

#### ②環境学習や情報

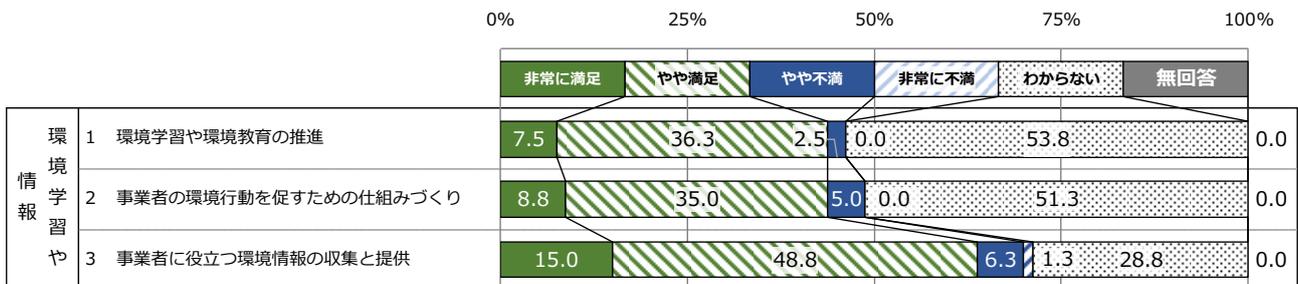


図 16 事業者の環境政策への満足度（環境学習や情報）

#### ●解説

環境学習や情報に関連した環境政策への満足度は、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」が60%以上と高く、次いで「環境学習や環境教育の推進」、「事業者の環境行動を促すための仕組みづくり」の40%程度となっています。

● 施策への視点

・「環境学習や環境教育の推進」、「事業者の環境行動を促すための仕組みづくり」とともに「わからない」は50%以上となっていますが、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が高いことから、直接事業者に関わる情報を積極的に提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

① 生物や自然の保全

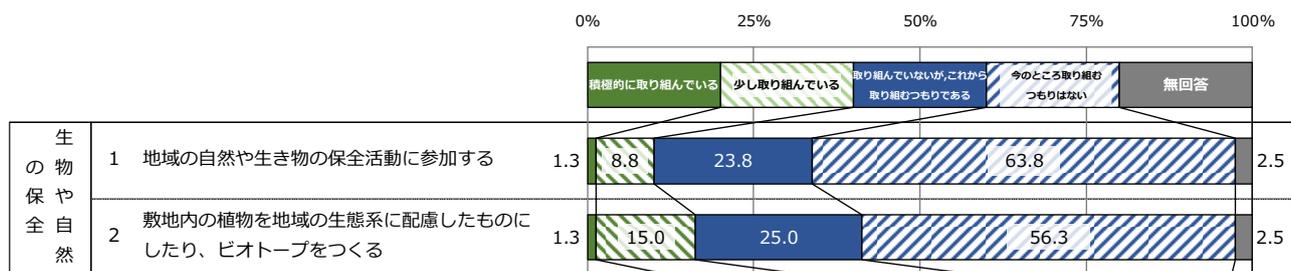


図 17 事業所での環境配慮の取り組みの状況（生物や自然の保全）

● 解説

生物や自然の保全に関連した環境配慮の取り組みでは、「今のところ取り組むつもりはない」が最も高く、次いで「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」の割合が高くなっています。

● 施策への視点

・下記の事業者の環境に関する理解度の「生物多様性」は、「知っている」が60%程度となっており、そのうち「詳しくはないがなんとなく知っている」が40%程度となっています。「聞いたことがある」と回答した事業者が理解するための情報提供と「水辺や緑の保全活動に参加する」や、「敷地内の植物を地域の生態系に配慮したものにしたり、ビオトープをつくる」に「これから取り組みたい」と回答した事業者へのきっかけづくりが必要です。

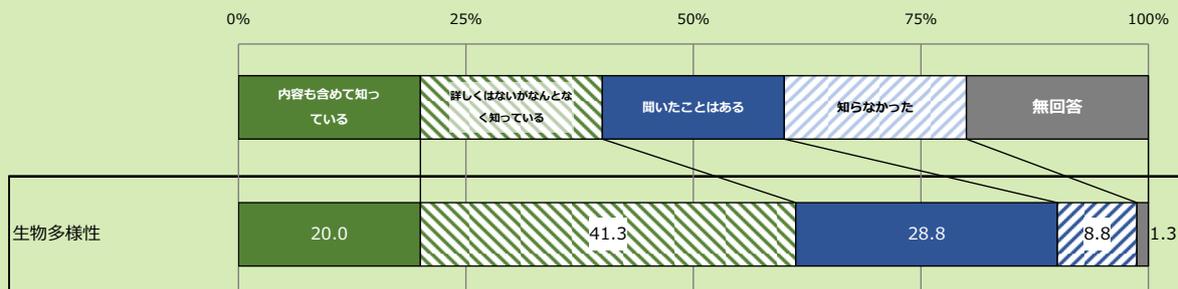


図 18 事業者の生物多様性に関する理解度（生物多様性）

## ②環境学習

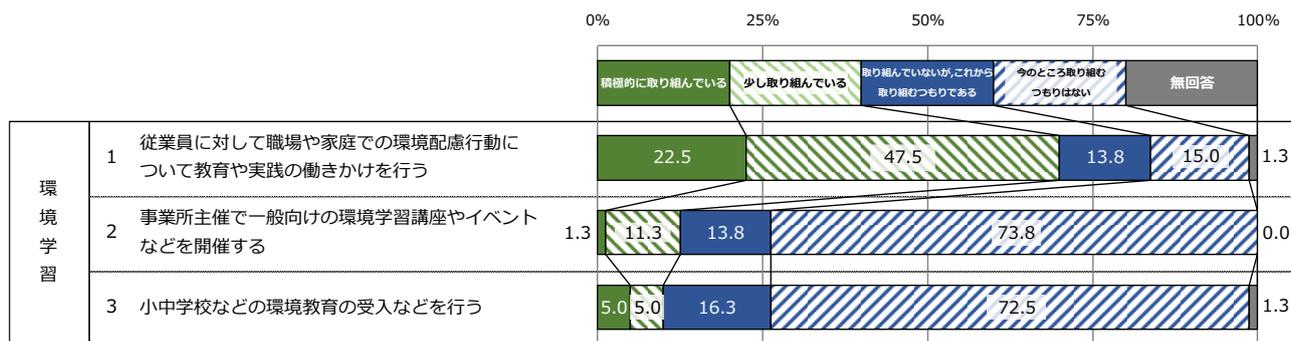


図 19 事業所での環境配慮の取り組みの状況（環境学習）

### ●解説

環境学習に関連した環境配慮の取り組みでは、「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」が70%程度と高くなっていますが、「事業所主催で一般向けの環境学習講座やイベントなどを開催する」や「小中学校などの環境教育の受入などを行う」など対外的な取り組みについては低くなっています。

### ●施策への視点

- ・ 内部での取り組みから対外的な取り組みを行うための段階的な支援が必要です。

### 第3章 生物多様性戦略の内容（第2次みよし市環境基本計画より）

本戦略は、第2次みよし市環境基本計画のうち「自然共生のまちづくり」「協働による環境行動のまちづくり」を担う重要分野であるため、これらの施策を本戦略でも実行します。

#### 戦略の目指す姿

- ・多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。
- ・市民一人一人が生物多様性や自然環境に対する関心や自覚を高め、生物多様性の保全に配慮した選択ができています。

#### 施 策

#### 主な取り組み

##### ①豊かな自然の保全・再生

①.1 樹林地の保全・整備

①.2 水辺環境の保全・整備

①.3 生き物にやさしい農地形成

##### ②身近な緑の保全・創出

②.1 公園・緑地の整備

②.2 各施設の緑化推進

##### ③環境学習の推進

③.1 学校教育・生涯学習の充実

③.2 環境教育の実施体制の構築

##### ④生物多様性保全行動の推進

④.1 協働による生物多様性保全の推進

④.2 環境情報の収集・発信

④.3 広域的な生物多様性保全活動の推進

#### 持続可能なまちづくりの方向性

#### SDGs Goal



14 海の豊かさを守ろう  
15 陸の豊かさを守ろう

#### 循環・共生



4 質の高い教育をみんなに

身近な自然とふれあう環境学習などを通じて持続可能な活動を継続



11 住み続けられるまちづくりを

地域の生態系が守られた持続可能なまちづくり



12 つくる責任つかう責任

環境に配慮した製品を選択し自然を保全



17 パートナリシップで目標を達成しよう

協働による生物多様性戦略の推進

自然共生のまちとは、地域の生活環境である里山が適切に保全・管理され、豊かな生物多様性を育む緑が十分に確保されているまちをいいます。本市としては、まちの発展過程とともに姿を変えつつも、独自の自然特性と深く結びついていて、将来のまちづくりに欠かせない貴重な緑として継承する必要があります。そのため、樹林地や水辺などの自然を将来にわたって保全していくことにより、市民の暮らしと生き物との共生を目指していく必要があります。

自然共生のまちの実現に向けて、豊かな自然の保全・再生や市街地内の身近な緑の保全・創出を進めることで、SDGsのゴール「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「4」「11」「12」に係る循環・共生する持続可能なまちを目指します。

また、生物多様性の取り組みには、市の施策だけでなく、市民や事業者などの役割も非常に大きいことから、これからもさらに協働によるまちづくりを進めて行く必要があります。協働による生物多様性の保全行動の実現に向けて、自然環境学習の推進により市民などの生物多様性や自然環境への意識を高め、行動を促すとともに、協働による生物多様性の保全活動を積極的に推進し、SDGsのゴール「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナースHIPで目標を達成しよう」の達成に貢献し、あわせて様々なSDGsのゴールに係る持続可能なまちを目指します。

#### 「戦略の目指す姿」への市民・事業者アンケートからの視点

##### ●多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。

- ・公園や果樹園といった人が作り上げた「自然」への関心は高いですが、市内に元々存在する「自然」への関心はあまり高くありません。自然に関する市の施策について「わからない」と回答している市民が半数程度となっているため、市内の豊かな自然を知ってもらうことや、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「生物多様性」や「外来種の防除」について、関心や理解があまり高くないため、市民や事業者に対して周知する必要があります。
- ・「全体としての周辺環境への満足度」は高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」への満足度が低いため、河川や池の環境改善に対応する必要があります。

##### ●市民一人一人が生物多様性や自然環境に対する関心を高め、生物多様性の保全に配慮した選択ができています。

- ・市民においては各家庭で「環境について話し合う」ことや、事業者では「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」取り組みがされていることから、「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要となります。

【取組指標】（第2次みよし市環境基本計画抜粋）

指標名		指標の定義
緑化指定面積	面積（㎡）	市内に残る鎮守の森、里山の保全面積
	箇所数（箇所）	
里山で活動する組織（組織）		鎮守の森、里山を活用・保全する組織数
自然観察会、水生生物調査の参加者数（人）		みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数（累計）
多自然型河川の整備率（％）		多自然型河川改修済延長／計画延長
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数（区画）		緑と花のセンターの貸し農園利用区画数
遊休農地の面積（ha）		市内の管理されていない農地の面積
市民1人当たりの都市公園面積（㎡）		都市公園面積／人口
公園・緑地で活動する組織（組織）		街区公園を主とした地域団体数
施設緑化（㎡）		公共施設などの緑化面積
道路緑化（㎡）		道路植栽帯などへの緑化面積
環境教育の開催数（回）		市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数
生涯学習講座の開催数（回）		みよし悠学カレッジにおける環境学習に関する講座の開催数
環境活動団体数（団体）		環境美化活動等を行う団体数
環境分野の公益活動団体数（団体）		公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数

## ①豊かな自然の保全・再生

### 【施策の基本的方向】

市内に残る鎮守の森や雑木林の緑、三好池周辺や境川などの水辺は、本市の原風景を伝える貴重な自然環境を形成しています。また、市内には東海丘陵要素植物群が分布しており、この地域固有の生態系がみられます。

こうした、地域特性を持つ自然環境の保全を推進するため、市民・事業者・行政による、樹林地の適切な管理や、河川やため池の環境整備、生態系保全に関する活動を推進していきます。

### ①.1 樹林地の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
市内に残る緑の保全	市内に残る鎮守の森や雑木林などのまとまった緑を保全します。	○	○	○
生態系の保全	身近な動植物の生息環境の保全に取り組みます。特に、人々の暮らしの中で手入れされることによって多様な生物を育ててきた里山の自然を守ります。	○	○	○

### 【実現に向けての考え方】 樹林ネットワークの形成

本市の拠点となる樹林の多くは北部に分布しています。北部の樹林は、豊田市からつながる尾張丘陵の先端にあり、広域的な樹林ネットワークにおいても重要な場所に位置しています。一方、南部は拠点となる樹林は少ないですが、広い敷地を持つ工場が南部に分布しています。すでに、これら工場の外周には樹木が植栽されており、生きものの生息場所になっていると考えられますが、さらに、生きものの生息生育に配慮した樹木の植栽と管理を行うことによって、シジュウカラやコゲラ、カブトムシ、ヤマトタマムシのほか、キツネやタヌキなどの生息・移動場所にもなります。これによって尾張丘陵から刈谷市北部の樹林をつなぐ広域的な樹林ネットワークが形成され、本市全体の生物多様性の向上に資すると考えられます。

また、樹林の保安全管理にあたって、これら企業や東海学園大学などとの連携を図ることが有効と考えられます。



トヨタ自動車 明知工場



トヨタ自動車 下山工場



## ①.2 水辺環境の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水辺の生き物の生息環境の保全	三好池や境川などの水辺環境を保全・整備し、生き物の生息環境として確保します。	○		○
河川やため池の環境整備	市民が水辺に親しむことのできる自然豊かな河川やため池の環境づくりに取り組みます。	○		○
良好な水辺環境の創出	河川やため池の清掃活動などにより、良好な水辺環境を創出します。	○		○

### 【実現に向けての考え方】ため池等による水辺ネットワークの形成

市内にはかつて 100 か所を超えるため池がありましたが、埋め立て等によって数が減り、現在 39 か所が残されています。各ため池に生息する生きものの種類や数は、水生植物の有無や岸辺の護岸、人の利用などによって異なりますが、環境の良い場所では、様々な種類のトンボや、カモ類、サギ類、カワセミなどを見ることができます。

現在、生きものが少ないため池でも、岸辺の形状の工夫などによって、生きものが生息しやすくなることから、水生植物帯などの創出等を行い、学校や公園、工場の池などと共に、水辺のネットワークをつくることが望まれます。

また、本市には境川をはじめ、小石川・茶屋川などの河川が流れ、水辺を好むイタチやサギ類、カワセミ、トンボ類などが生息しています。さらに、河川敷はキツネなどの安全な移動経路になると考えられることから、河川の岸辺の植物を保全・創出し、水辺ネットワークの拠点や回廊としての機能を高めていくことが望まれます。

トンボの生息場所になっていると想定されるため池（抽水植物が多い）



新池下池



四井池



山伏池



小池

水鳥などの生息場所になっているため池（人の影響が少ない、餌となる植物が多い等）



四ッ池



舟ヶ峪池

トンボや水鳥が少ないため池（人の影響が大きい、岸辺の植物が少ない等）



百々池



保田ヶ池



大阪上池



不動明池

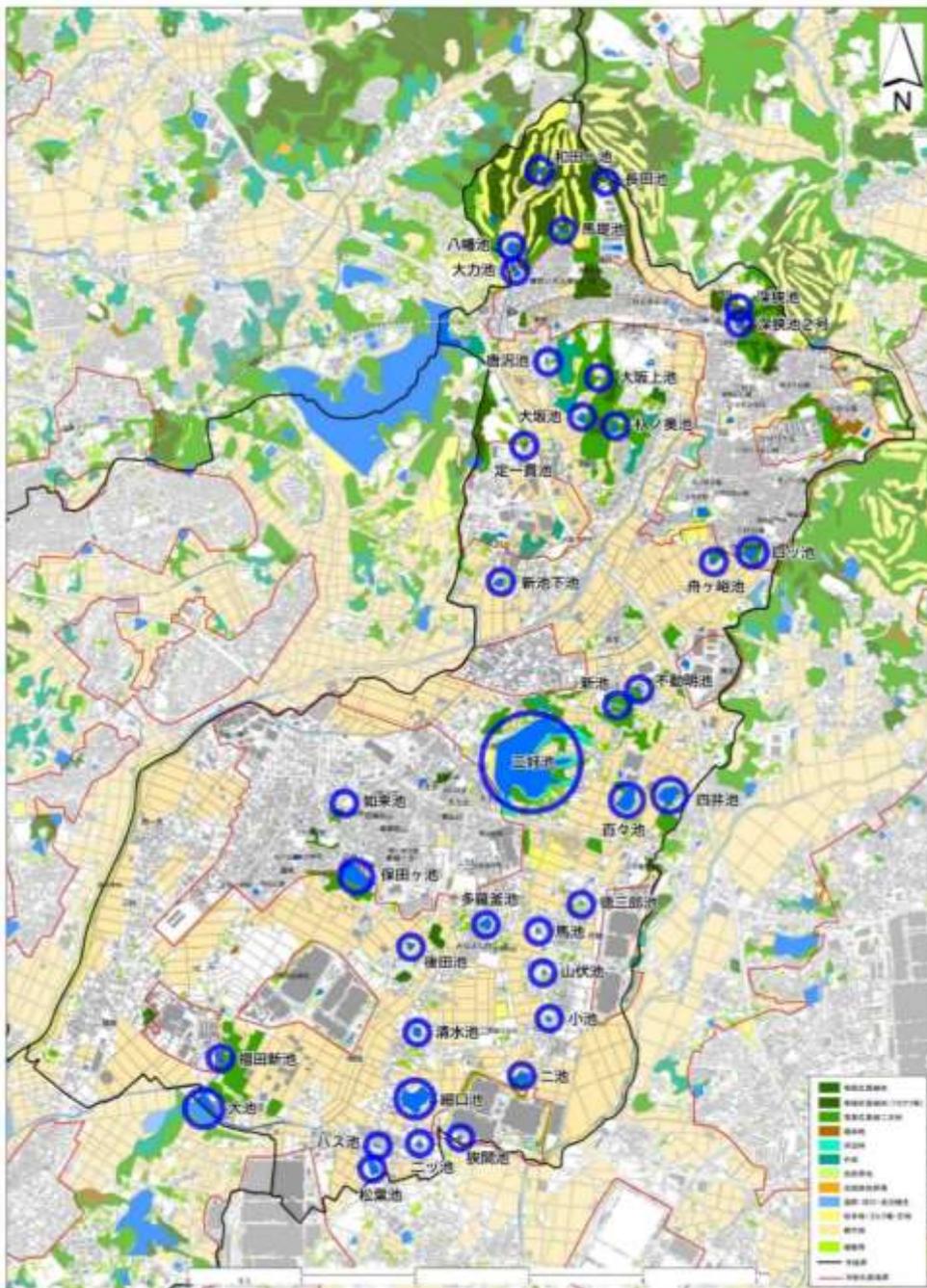


図 21 水辺ネットワークの分布図

### 【実現に向けての考え方】 東海丘陵要素植物群の生育する湿地の保全

東海丘陵要素植物群は、本市においては、長田池周辺や、三好丘緑地、福谷地区の樹林等に点在していますが、その種類や数は限られています。

植物の多くは移動に時間が必要であり、ヒメタイコウチも移動能力が低いため、これらの湿地を増やすことは難しいと考えられます。現在残されている生育地を保全するとともに、新たな湿地の確認に努め、保全を図ることが重要と考えられます。

#### 東海丘陵要素植物群（15種）（再掲）

フモトミズナラ・シデコブシ・ヘビノボラズ・ナガバノイシモチソウ、トウカイコモウセンゴケ、マメナシ、ハナノキ、ナガボナツハゼ、クロミノニシゴリ、ヒトツバタゴ、ミカワシオガマ、ヒメミミカキグサ、ミカワバイケイソウ、シラタマホシクサ、ウンヌケ

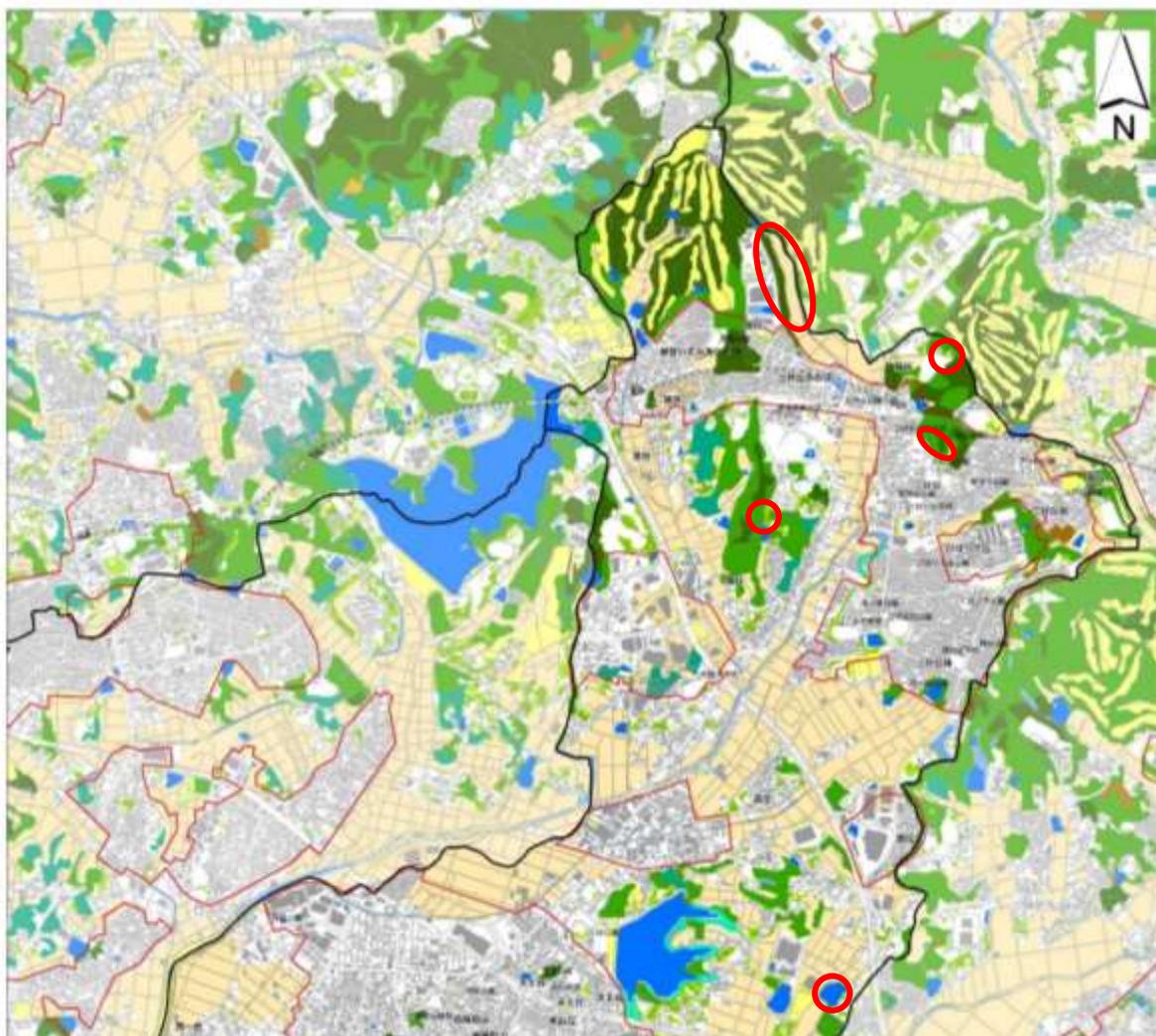


図 22 東海丘陵要素植物群の確認記録がある場所（再掲）

（出典：「三好町の自然観察地ガイド」三好町誌編さん委員会（平成 19（2007）年）  
（資料提供：NPO 法人みよしの自然環境を守る会  
「生物多様性モニタリングマップ」愛知県環境部自然環境課）

### ①.3 生き物にやさしい農地形成

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境保全型農業の推進	農薬や化学肥料の使用を控え、生き物にやさしい環境保全型農業を推進します。			○
市民と農のふれあい推進	市民農園や体験農園などにより農地を有効活用し、市民が農とふれあうことのできる環境づくりを推進します。	○		○
遊休農地の有効活用	遊休農地の発生を防止するとともに、既存の遊休農地については景観作物を植えるなど有効活用を図ります。			○

#### 【豊かな自然の保全・再生に対する取組指標】

指標名		令和元年度 (2019) 現状値	令和7年度 (2025) 中間目標値	令和12年度 (2030) 目標値
緑化指定面積	面積 (㎡)	49,000	49,000	49,000
	箇所数 (箇所)	17	17	17
里山で活動する組織 (組織)		15	15	15
自然観察会、水生生物調査の参加者数 (人)		90	500	1,000
多自然型河川の整備率 (%)		58	69	77
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数 (区画)		289	300	320
遊休農地の面積 (ha)		7	5	4

### 【実現に向けての考え方】森・草地・農地ネットワークの形成

過去に、市内の数か所でキツネが確認されています。キツネは、生きもののく食う・食われるの関係の最上位に位置し、良好な環境を指標する生きものです。安定した生息には、繁殖場所となる森や餌場になる草地・農地があり、その間を移動できることが必要とされます。

本市の都市構造は、市街地や工場がパッチ状に分布して、その間が草地や農地などでつながっており、拠点となる規模の大きい森も残されています。

キツネを目標生物の一つとして、餌となる昆虫や小動物の豊かな草地などを保全するとともに、その連続性を確保していくことが、本市の生物多様性の向上に役立つ方策と考えられます。具体的には、キツネの確認場所への繁殖や採餌に適した小動物の多い場所の保全・創出と、道路を横断する場所の移動経路の確保等が想定されます。

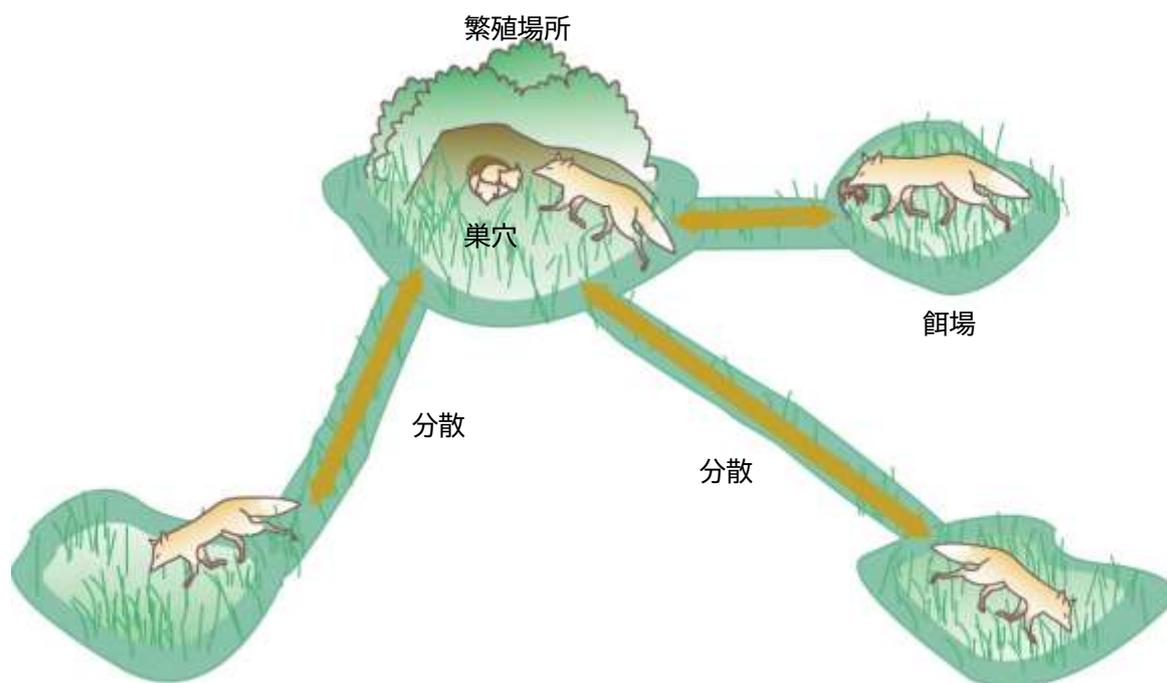
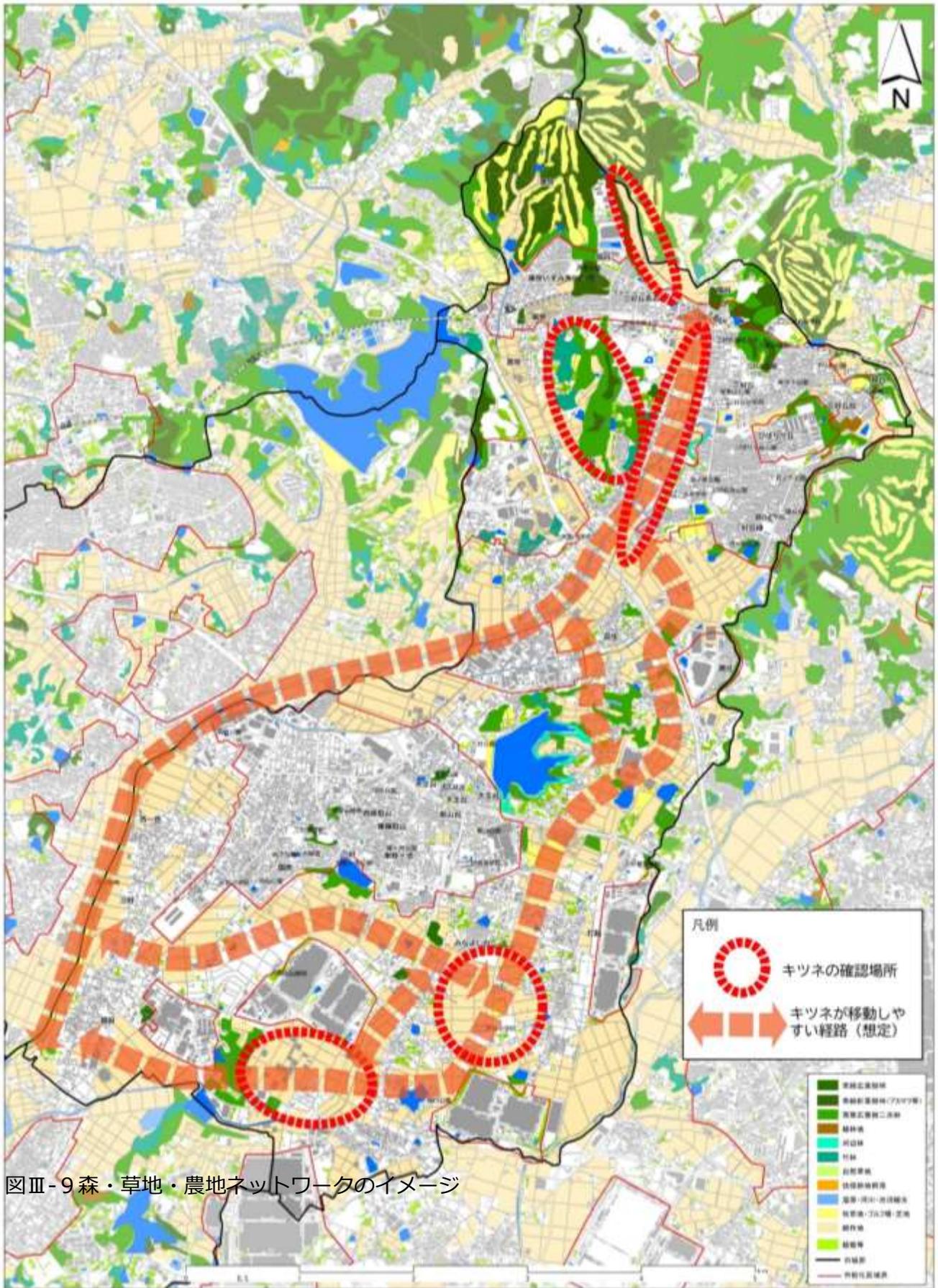


図 23 キツネの行動



図Ⅲ-9 森・草地・農地ネットワークのイメージ

図 24 キツネの確認場所の分布図

## 【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や学校などのビオトープ作りに参加します。</li> <li>● 在来種の保護のため、外来生物を持ち込みません。</li> <li>● 自然環境の保全活動や環境調査などに積極的に参加するよう努めます。</li> <li>● 自然観察会、水生生物調査などに積極的に参加します。</li> <li>● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>● 自宅周辺の身近な緑や水辺環境の保全に努めます。</li> <li>● 市民農園などを積極的に活用し、農業への理解を深めます。</li> <li>● 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の購入に努めます。</li> <li>● 耕作の維持が困難な農地については、農業生産法人に耕作を依頼するなどして遊休農地の発生防止に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。</li> <li>● 市や市民団体などが行う自然環境保全の活動に参加するよう努めます。</li> <li>● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>● 事業活動の際には、緑・水辺などの自然環境の保全に努めます。</li> <li>● 農業では、農薬や化学肥料の使用を抑制します。</li> <li>● 農業体験の実施など、消費者との関係強化を図ります。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鎮守の森などを保全し、緑の適切な維持管理に努めます。</li> <li>● 公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。</li> <li>● 公共事業などでは、計画段階から自然や生態系に配慮するよう努めます。</li> <li>● 生物多様性の保全に配慮した緑地や水辺の整備を行います。</li> <li>● 特定外来生物の扱いについて啓発を図ります。</li> <li>● 自然観察会、水生生物調査などへの参加の啓発活動を行います。</li> <li>● 河川整備では、親水性や生態系、景観などに配慮した多自然型の河川づくりに努めます。</li> <li>● 農業用水の確保、親水性、洪水調整機能の向上などのために地元が行うため池の適切な保全を支援します。</li> <li>● 市民との協働による水辺の清掃活動などを推進します。</li> <li>● 減農薬・減化学肥料を推奨し、環境保全型農業の普及啓発に努めます。</li> <li>● 市民農園の利用を通じ、市民の農業に対する親近感の向上に努めます。</li> <li>● 遊休農地の発生防止・解消のため、農業の担い手の集積や景観作物の栽培などを推進します。</li> </ul>

## ②身近な緑の保全・創出

### 【施策の基本的方向】

市街地内における公園・緑地、公共施設の緑化、道路緑化、住宅・事業所内の緑化は、市民にとって最も身近な自然であり、市民の暮らしに安らぎを与えるとともに、本市の都市景観を形成しています。

また、市街地内の緑は野生の生き物の生態系ネットワークの形成にも重要な役割を果たしており、市街地内の緑の保全・創出を行うことで、地域全体の生物多様性の向上に資すると考えられるため、本市では、市民・事業者・行政とともに住宅地や商業地、工業地などの緑化、公園・緑地の整備を推進していきます。

### ②.1 公園・緑地の整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公園・緑地の整備	市民が身近に利用でき、自然とふれあうことのできる公園・緑地を整備します。			○
公園の緑化推進	市と市民・地域の協働により、公園の緑化を推進します。	○		○

### ②.2 各施設の緑化推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公共施設の緑化推進	街路樹、公共建築物の敷地内の緑化などといった公共施設の緑化を推進します。			○
緑化の推進	住宅や事業所などの民有地における生垣の設置や屋上・壁面緑化などを推進します。	○	○	

### 【身近な緑の保全・創出に対する取組指標】

指標名	令和元年度 (2019) 現状値	令和7年度 (2025) 中間目標値	令和12年度 (2030) 目標値
市民1人当たりの都市公園面積 (㎡)	14.9	16.0	17.0
公園・緑地で活動する組織 (組織)	38	39	40
施設緑化 (㎡)	20,337	20,400	20,500
道路緑化 (㎡)	2,818	2,828	2,848

### 【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。</li> <li>●自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>●庭に樹木や花を植えるなど敷地内の緑化に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。</li> <li>●自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>●事業所の敷地内の緑化に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。</li> <li>●公園・緑地、街路樹などへの市民の愛着を高めるための普及啓発に努めます。</li> <li>●市民・地域との協働による公園・緑地・街路樹の整備・維持管理を推進します。</li> <li>●公共施設内の緑化を推進します。</li> <li>●歴史を伝えている巨樹・巨木や、市民から親しまれている樹木などの保全に努めます。</li> <li>●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。</li> <li>●道路整備に合わせ、沿道の街路樹整備を計画的に推進します。</li> <li>●各家庭への苗木の配布などによる、敷地内の緑化の普及・啓発に努めます。</li> </ul>

### ③環境学習の推進

#### 【施策の基本的方向】

本市の生物多様性戦略に取り組んで行くためには、各主体が生物多様性や自然環境に関する問題解決に向けた共通の認識を持つことが必要です。そのためにも、本市が抱える自然環境問題と解決のために推進していくべき取り組みについて理解を深め、それぞれの主体が何ができるかを考えることが重要です。

そこで、自然環境学習の場や機会の充実を図り、市民や事業者の積極的な参画を推進していきます。

#### ③.1 学校教育・生涯学習の充実

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
子どもの自然体験学習の推進	子どもが学校教育を通じて自然とふれあえる体験学習などを推進します。	○	○	○
生涯学習における自然環境学習の推進	生物多様性や自然環境について幅広く学ぶことができる生涯学習を推進します。	○	○	○

#### ③.2 環境教育の実施体制の構築

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
総合的環境教育・学習プログラム構築	総合的な自然環境教育や自然環境学習のあり方についての調査・研究を進め、学習プログラムの構築を目指します。			○
総合的環境教育・学習プログラム推進体制の構築	総合的な自然環境教育や自然環境学習の推進を図っていくための体制を構築します。			○

#### 【環境学習の推進に対する取組指標】

指標名	令和元年度 (2019) 現状値	令和7年度 (2025) 中間目標値	令和12年度 (2030) 目標値
環境教育の開催数(回)	11	15	20
生涯学習講座の開催数(回)	7	10	15

### 【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭で生物多様性や自然環境について話し合います。</li><li>● 自然環境教育・自然環境学習に積極的に参加・協力します。</li><li>● 日常生活の中で生物多様性や自然環境に関する情報や知識に触れ、考えるよう努めます。</li><li>● 市民主催の自然環境学習講座や、自然環境の保全活動を実施します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自然環境教育・自然環境学習に積極的に参加・協力します。</li><li>● 事業活動の中で、従業員の生物多様性保全に対する意識の啓発に努めます。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校教育の総合学習などにおける自然環境教育を推進します。</li><li>● 身近な自然にふれあい、生物多様性の保全に対する理解を深めるため、生涯学習講座などの自然環境教育を推進します。</li><li>● 環境調査や自然体験学習などによる学習プログラムの構築を支援します。</li></ul>

#### ④ 生物多様性保全行動の推進

##### 【施策の基本的方向】

本市の生物多様性戦略に取り組んで行くためには、市民、事業者、行政の協働により生物多様性の保全に取り組んでいくことが必要です。

このため、各主体の持つ知見や、取り組み内容などの情報を日常的に共有し、活用することが重要です。また、市内のネットワークだけでなく、他の自治体や地域とのネットワークの構築により、広域的な視点での取り組みを推進していきます。

##### ④.1 協働による生物多様性保全の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
協働ネットワークによる生物多様性保全	市民、市民団体、事業者、教育機関、市などが、生物多様性や自然環境に対する意識を高め、生物多様性の保全活動に取り組みます。	○	○	○

##### ④.2 環境情報の収集・発信

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
自然環境情報の収集・活用	生物多様性や自然環境に関する最新情報や研究成果などを収集・活用します。	○	○	○
自然環境情報の共有	広報誌やホームページを活用して、生物多様性や自然環境に関する情報を各主体が共有します。	○	○	○

##### ④.3 広域的な生物多様性保全活動の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
広域ネットワークによる自然環境体験学習	市外の人々と交流し、自然環境を学び、体験する機会や活動を推進します。	○		○

### 【生物多様性保全行動の推進に対する取組指標】

指標名	令和元年度 (2019) 現状値	令和7年度 (2025) 中間目標値	令和12年度 (2030) 目標値
環境活動団体数(団体)	104	115	125
環境分野の公益活動団体数(団体)	6	8	10

### 【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内外での生物多様性保全活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>● 自然環境に優しいライフスタイルの実践に努めます。</li> <li>● 市の広報紙やインターネットから積極的に情報収集します。</li> <li>● 生物多様性や自然環境に関する調査や活動から積極的に情報収集します。</li> <li>● 市民団体が行った生物多様性や自然環境に関する調査結果や活動内容を市に提供します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内外での生物多様性保全活動への参加・支援を推進します。</li> <li>● 事業活動や社会貢献活動を通じて、地域の生物多様性の保全に貢献します。</li> <li>● 事業者が自ら行っている自然環境に関する取り組みや情報を市・市民に提供します。</li> <li>● 従業員に対する自然環境教育を推進します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を推進します。</li> <li>● 市民・事業者に対し、生物多様性の保全活動への積極的な参加を促します。</li> <li>● 国・県・市の生物多様性や自然環境に関する情報を市民・事業者に積極的に提供し、情報の共有を推進します。</li> <li>● 市民や事業者などの相互交流の場の提供に努め、生物多様性の保全に関する意識向上を図ります。</li> </ul>

## 第4章 戦略の推進

### 1 戦略の周知

生物多様性戦略の施策・事業を着実に推進するためには、市民や事業者などの各主体への戦略の周知が重要となります。同時に、協働による生物多様性の保全行動で高い効果を発揮させるため、未だ馴染みのない取り組みを広めるためにも、市民一人ひとりが本戦略を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取り組みの第一歩として必要不可欠です。

そのため、市広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を活用し、市民や事業者など多くの人に、本戦略の趣旨や内容について周知を図ります。

### 2 戦略推進の体制

#### (1) 戦略推進主体

生物多様性戦略の実現に向けて、各種施策や事業を市民・事業者、みよし市（行政）がそれぞれの役割と責任のもと相互に協力・協働しながら推進します。

##### ①市民・事業者

- 生物多様性の保全行動を実践する主体として、本戦略に示す事業に主体的・自発的に参画して協働で取り組みます。
- 協働による取り組みの成果や意見・課題は、市にフィードバックし、事業の効果的な推進を図ります。

##### ②みよし市（行政）

- 市民や事業者の生物多様性の保全行動を支援し、本戦略に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。
- 国や県などと連携・協力し、国などが実施する生物多様性への取り組みを本市においても着実に推進します。

## (2) 戦略推進管理

本市の生物多様性の保全行動を実践する主体である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、PDCA サイクルによるスパイラルアップで本戦略を確実に推進していきます。

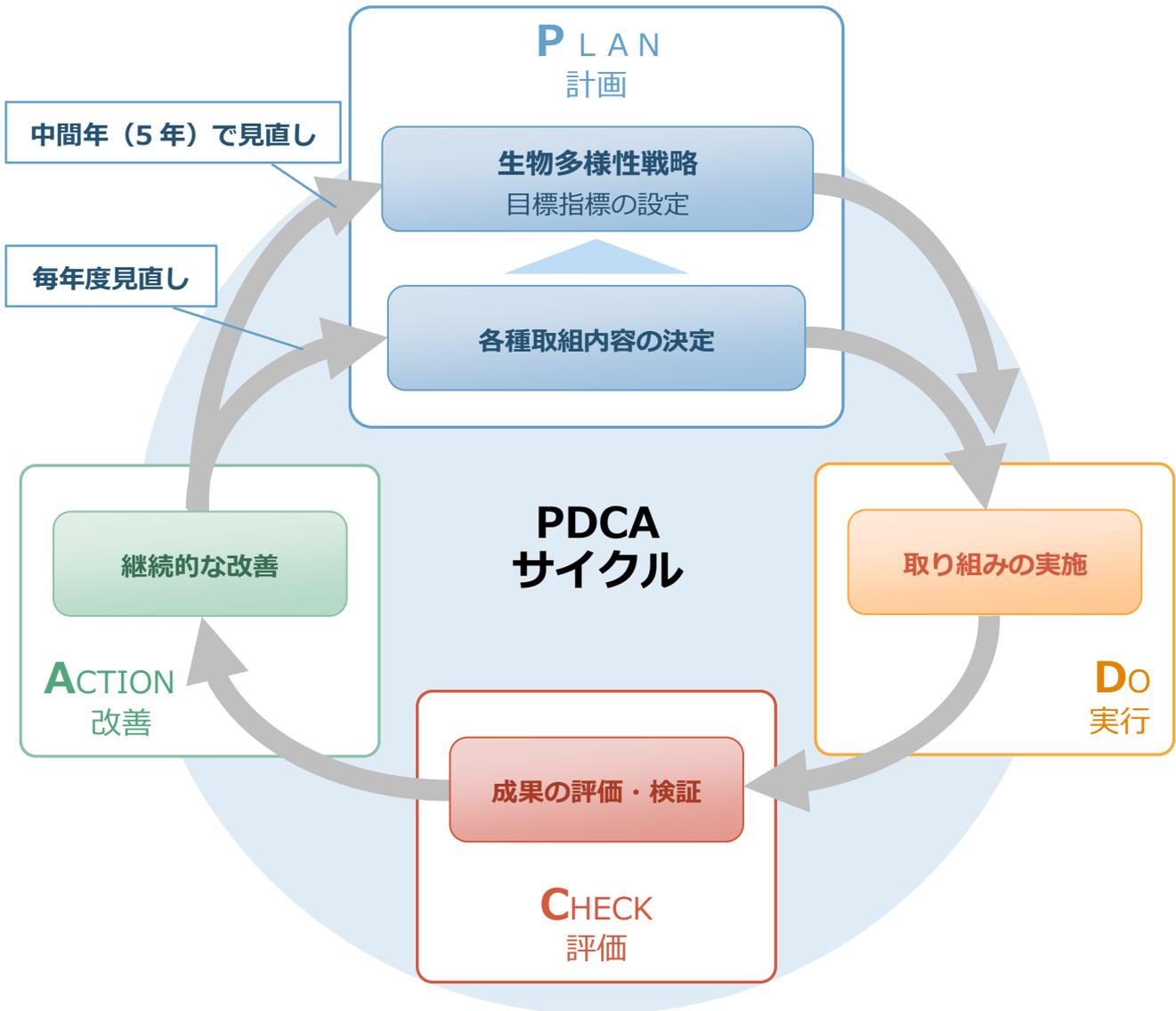


図 25 戦略推進管理